

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

第

一五通常国会は、小泉フィーバーの続くなか六月二十九日に閉幕した。民主党は、会期中に、二つの重要な議員立法を衆議院へ提出した。

一つは、六月十九日に提出した、「国民背番号(住民票コード)廃止法案(住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案)」(六ページ参照)である。

この法案の筆頭提出者はPIJ相談役、「夢! 負けるものか!」の河村たかし衆議院議員である。

同法案は、残念ながら、衆議院で審議入りすることなく、会期終了とともに廃案とされた。しかし、負けてはならない。絶え間なく、「No! 番号法案」を出し続けて、正夢にしなければならない。

こうした法案に真剣に取り組もうともしない、他の野党の常識と存在意義が問われている。

そして、もう一つの法案は、六月十五日に提出した、「納税者権法案(税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案)」(七ページ参照)である。この法案の筆頭提出者も河村たかし議員である。同法案は、税務調査手続きの透明化に加え、「納

河村たかし議員は負けない!

「国民背番号廃止法案」

「納税者権法案」を

衆議院に提出



河村たかし相談役

税者が主役」のルールにしたがい税務行政が運営されるように、運営の基本理念等を法律に明記しようというものだ。この法案が成立すれば、課税庁職員には、「納税者はおお客様です」といった民間の感覚で仕事をしてもらうことになる。

残念ながら、この法案も、審議入りすることなく、会期終了とともに廃案とされた。しかし、この河村法案の提出を契機

に、「納税者権法」を

成立させようという動きは、国会内外に着実に広がってきている。日の目を見るのは時間の問題であろう。

ところで、背番号廃止問題は、再びにわかに騒がしくなってきた。東京・杉並の山田区長を始め、自治体関係者のなかにも「背番号に異議あり!」とする声も広がってきたからだ。六月一日発行の『週刊・金曜日』三六五号は、「背番号問題特集」を企画し、こうした動きを後押しした。

また、七月一日(土)午前八時からの日本テレビ系「ウエーク・アップ」でも、「個人情報保護法、背番号問題」を取り上げ、大きく報じた。さらに、背番号を使った図書館管理の危険性がクローズアップされ、図書館関係者の間にも動揺が広がっている。

河村たかし議員は、語気を荒げて言う。「このままでは、来年のこの時期に、自治体から各人あてに、十一ケタの背番号コードを記した『不幸の赤紙』が送られてくることになる。政治は、この自由な国が、国民総囚人番号で埋め尽くされ、収容所列島化していくのを座視しているわけにはいかない」と。

来る参議院選で、私たち有権者は、投票行動で「不幸の赤紙」を拒否する意思をはっきり示めそう。そして「個の回復」に死力を尽くしている民主党河村議員らの議員立法活動を大きく支えよう。

二〇〇一年七月二十日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・ 継続審議となった個人情報保護法案
- ・ 社会保障個人会計と社会保障番号
- ・ 河村たかし議員筆頭で二法案を提出
- ・ 米SSNの濫用規制と米議会の動き(1)

石村代表に聞く

継続審議となった

個人情報保護法案

問題山積の個人情報保護法案、継続審議に

個 個人情報保護法案は、九九年八月の、自公連立政権（当時）による国民背番号（住民票コード）の強行導入が一つのきっかけとなっている。

同法案が、今一五一国会では成立せず、継続審議となった。理由は、「与党VS報道」の間での溝が埋まらず、また、小泉政権が、発足直後の「ハネムーン期間」中は対決法案の強行成立を回避したためとも見られる。

この法案の問題点、今後の動きなどについて、石村耕治PIJ代表に、我妻憲利PIJ事務局長が聞いた。（CNNニュース編集部）

問題法案をおさらいする

（我妻）個人情報保護法案は、今国会では成立せず、継続審議になりました。この法案は、行政分野にしか使えない国民背番号（住民票コード）の強行導入を契機としていました。だとすれば、真っ先に検討すべきことは、役所による個人情報の取扱規制策であつたはず。ところが、公的分野に適用のある現行法（一九八八年制定の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報法」）の見直しは先送りされました。そして、いつの間にか、役所の個人情報の取扱に目を光らせる法律案ではなく、逆に、役所が民間の個人情報の取扱についてお目付け役に

なる法律をつくることになってしまいました。

この法案は、当初からうさん臭さがあり、このたび「言論統制法」の本性をはつきりさせてきたように思います。石村代表、今回成立に至らなかった経緯を含め、この法案の問題点についてお話を聞きたいと思っています。

（石村）分かりました。具体的な話に入る前に、この法案について、若干のおさらいをしてみたいと思います。法案の骨格は、次のとおりです。

個人情報保護基本法案の骨格

(A) 目的

個人情報の有用性に配慮しつつ、

個人の権利利益の保護すること

(B) 個人情報を取扱うすべての者に適用ある基本原則

利用目的を明確にすること、

適法かつ適正な方法で取得すること、

内容を正確かつ最新に保つこと、

適切な安全管理措置を講じること、本

人が適切に関与できるように配慮すること

(C) 個人情報取扱事業者の義務

利用目的を特定し、その範囲内で取扱うこと、適正に取得をすること、

利用目的を本人に通知すること、

内容を正確かつ最新に保つこと、

安全管理措置をとること、

本人の同意なしに、第三者へのデータ提供はしないこと、

利用目的

《話し手》

白鷗大学教授

石村耕治（PIJ代表）

《聞き手》

我妻憲利（PIJ事務局長）

継続審議となった個人情報保護法案

継続審議となった個人情報保護法案

等を公表し、本人の求めに応じそれを通知すること、正当な求めがあれば本人に開示、訂正、利用停止の措置を取れること。苦情処理体制の整備等を行うこと、苦情処理等のための団体を設け、主務大臣の認定を受けること（認定個人情報保護団体の設置）もできること

(D)政府規制・罰則

主務大臣は、個人情報取扱事業者又は認定個人情報保護団体から(a)報告を求める、(b)助言をする、又は(c)是正・中止を勧告し、それに従わないときには(d)是正・中止命令が行える、(d)の是正・中止命令に従わない者は、六カ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

(E)適用除外

「個人情報取扱事業者の義務」(C)の適用のない目的 報道機関の報道目的、 学術研究機関等の学術研究目的、 宗教団体の宗教活動（付随活動を含む）目的、 政治団体の政治活動（付随活動を含む）目的

どのように適用されるのか

(石村) この法案の適用関係について簡単に触れてみます。まず、(B)の基本原則は、個人情報を取扱うすべ

ての民間企業・団体（「個人情報取扱事業者」）や個人に対し、適用されます。(C)の義務規定は、極めて小規模な場合などを除き、個人情報取扱事業者に対し一般的に適用されます。(C)の義務規定に違反する場合には、(D)の政府規制・罰則が適用されることにもなります。

ただし、個人情報取扱事業者であっても、報道目的、学術研究目的、宗教活動目的、政治活動目的で個人情報を取扱う場合には、(E)の適用除外とされます。この場合、(C)の義務規定は適用除外となりますが、(B)の基本原則は適用になります。以上が、基本的な適用関係です。

(我妻) ありがとうございます。私もPIJはもちろんのこと、税理士や弁護士なども、(B)の基本原則は適用になるわけですね。これは、小規模な事業主であるかどうかは関係がなく適用になる。一方、(C)の義務規定は、一定規模以上の個人情報事業上取扱っている場合に適用があるわけですね。

(石村) PIJの場合、会員情報を取扱っていますから、当然(B)の基本原則は適用になります。ただ、PIJの取扱う会員情報などの個人情報に限られたものだから、(C)の義務規定が適用にならないのではないか

と思います。法案通過後に政令で明らかになる「個人情報取扱事業者」の範囲によりますが。

一方、会報の「CNNニュース」に掲載する記事やPIJの調査研究活動などで取扱う個人情報については、「報道目的」あるいは「学術研究目的」に該当する限りでは、(D)適用除外となるでしょう。したがって、この部分には、(B)の基本原則の適用はあっても、(C)の義務規定の適用はありません。

危惧される「言論統制法」化

(我妻) ところで、今回この法案は、継続審議となったわけですが。小泉政権が「与党VS報道」の対決を回避したのが理由の一つとみられています。この対決の構図について、法案の骨格を見ながら、説明してください。

(石村) 了解しました。法案の骨格からも分かるように、マスコミなど「報道機関」の個人情報の取扱いは、それが「報道目的」のものであれば、「(C)個人情報取扱事業者の義務」は適用がありません。(我妻) ただし、この場合でも、「(B)個人情報を取扱うすべての者に適用ある基本原則」は適用あるわけ

ですね。

(石村) もちろんです。ただ、問題は、(C)の義務規定が適用にならないのは、「報道目的」に関する個人情報だけです。したがって、マスコミが問題にしているのは、「報道目的」でないと判断されれば、(C)の義務が生じ、場合によっては、(D)の政府規制・罰則の適用の可能性も出てくるわけです。

(我妻) マスコミが、例えば政治家の愛人問題など、スキャンダルを暴いて、それが「報道目的」を逸脱するものと判断されたとしたら、どうでしょうか。

(石村) この場合には、報道機関であっても、(E)の適用除外にはなりません。その結果、(C)の「利用目的を本人に通知すること」の義務規定に反することにもなりかねないわけです。

(我妻) 懲役か罰金に処される恐れがあるわけですね。(石村) そこまで行くかどうかは程度にもよると思います。政府（主務大臣）からの是正勧告か中止命令かで終わるかもしれません。ただ、こうした構図にあつては、「報道の自由」はひ弱になっていくのではないのでしょうか。いつでも、「政府は伝家の宝刀を抜けるぞ！」という態勢

にあるわけですから。

(我妻) 少なくともマスコミの萎縮効果あるいは牽制効果は抜群ということになりますね。(B)の基本原則の適用があるだけでも、政府が「マスコミいじめ」をしようと思えば、典拠に使えますからね。

求められる

「報道の自由」の制度的保障

(石村) 与党、特に自民党の動きを見ていますと、名簿業者やダイレクタメール業者などによる個人情報収集活動と、政治家や役人などへの追及のための特定の政治家や役人などに関する情報収集活動とを、同じ次元で取り扱い、一律に網にかけようという魂胆がありなわけです。

(我妻) こうした状況を打開する手立てはないのでしょうか。

(石村) まず、「報道の自由」とは何か、徹底的な議論をすべきでしょう。また、これを制度的に保障する明文規定を法案に盛り込む必要があるかどうかと思います。

(我妻) つまり、過剰報道の問題と「報道の自由」とをこつちやにしないで、分けて論点整理をする必要があるわけですね。

(石村) そうです。確かに、マスコミ

ミによる有名人の色恋問題や事件の被害者などに対する過剰報道は大きな問題です。しかし、この問題と「報道の自由」とはおよそ次元が違います。「報道の自由」は憲法に認められた権利です。

それから、法案にいう「報道機関」の定義や「報道目的」の定義についても、法律に具体的に書くべきでしょう。細目は政省令に任せるとなると、「報道」は行政機関の役人の手中で踊らされることにもなりかねませんから。

濫用が懸念される

「学術研究目的」での適用除外

(我妻) 「報道目的」での個人情報取扱いに対する適用除外だけがクローズアップされているくらいがあります。しかし、「学術研究目的」での適用除外などの面では問題がないのでしょうか。

(石村) そうですね。前回のCNNニュース(二五号)では、「生命科学の進歩とプライバシー」の課題を取り上げました。

その中で、アイスランドでは、ヒトゲノム(人間の全遺伝子情報)解析事業を営む民間企業が、全国民(二十八万人)の医療・遺伝子情報

をデータベース化するプロジェクトを立ち上げ、政府がゴーサインを出したことを紹介しました。

実は、わが国の三重県四日市市にある企業(宝酒造の子会社であるドラゴン・ジェノミクス)が、モンゴルで、同政府の協力を得て、全国民のヒトゲノムを網羅的に解析する共同研究に着手する、と報じられています(日経二〇〇一年六月八日朝刊「宝酒造、モンゴルで遺伝子探し」)。

(我妻) そうですか。この場合は外国でやるわけですね。こうした解析事業をわが国で実施する場合には、法案が現実のものになると「(C)個人情報取扱事業者の義務」が課されることになりますね。

(石村) ヒトゲノムは究極のプライバシーともいえるものですから、当然です。また、法案では、「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう」(法案二条一項)と定められています。「ヒトゲノム」は「その他の記述等により特定の個人を識別できる」情報にあたる、といえます。

ですから、個人情報保護法案が通

ると、企業がわが国で大量の数のヒトゲノムを解析する営利事業を展開する場合には、その収集にあたり困難を極めることになるのではないのでしょうか。

(我妻) 各個人のインフォームド・コンセントなしにヒトゲノムを解析する行為は、特別の法令上の規定がない限り(法案二十一条)、(C)の義務規定違反となりますからね。

(石村) しかし、ヒトゲノムの解析を、「学術研究をする機関」が「学術研究の用に供する目的」で行うこととしたらどうでしょうか?

(我妻) (C)の義務規定は適用除外となるのではないですか。

(石村) そのとおりです。ヒトゲノム研究に関する各種の倫理規定は適用になるとしても、個人情報保護法案に盛り込まれた個人情報取扱事業者としての(C)の義務規定は適用除外となるでしょう。

(我妻) 言い換えると、先に触れた遺伝子解析企業がダミーの「学術研究機関」ないしは「学術研究団体」を立ち上げれば、わが国でも「学術研究目的」を装って、法律上の義務規定の適用を回避することは可能になるわけですね。

(石村) そうなると思います。ですから、こうした脱法行為を防ぐため

継続審議となった個人情報保護法案

には、各個人のインフォームド・コンセントをベースとしたヒトゲノム研究に関する厳しい倫理規程が求められてくるといえます。

「ヒトが主役」の

「ヒトゲノム保護法」はできるか

(我妻) この場合、プライバシーを守るためには、「ヒトゲノム(人間の全遺伝子情報)保護法」のような個別法で対応するのが望ましいのでしょうか。

(石村) それはどうでしょうか。今回の個人情報保護法案の目的(A)規定を読んでみてください。「個人情報」の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護すること(傍線、編集部)と定められています。「ヒトゲノム保護法」をつくるとしても、同じような目的規定を盛り込まれたら、「ヒトゲノム解析促進法」と化す恐れもあるわけです。

(我妻) そうですね。「ヒトが主役」ではなく、ヒトゲノムに商機を見出す「企業が主役」の法律ができる可能性の方が強いかもしれませんね。

(石村) 今審議されている個人情報保護法も名ばかりで、残念ながら、「個人情報」は個人の財産である」と

継続審議となった個人情報保護法案

か、「人格権として保障する」といった権利を認める定めはありません。このように、「哲学」のしつかりしない法律ばかりつくっているのが、わが国の現状です。

(我妻) 「ヒトゲノム保護法」をつくるとしても、「ヒトゲノムの有用性に配慮しつつ」といった能書きの入った役人立法ができることから、むしろ有害かもしれませんね。

(石村) そういうことですね。

危惧される宗教への公権力介入

(我妻) 宗教団体が「宗教活動目的」で個人情報の取扱をする場合、(C)義務規定は適用除外となりますね。

(石村) そのとおりです。しかし、宗教法人が行う幼稚園などの公益事業や会館業などの収益事業目的での取扱われる個人情報は、適用除外にはなりません。したがって、義務規定は適用になります。

そして「宗教活動」に該当するのかどうかについては、究極的には公権力が介入できる形になっていきます。憲法が定める「政教分離原則」との抵触が懸念されることです。

(我妻) そうですね。「宗教活動目的」で取扱う個人情報には、(C)の義務規定は適用除外といっても、ある活動

が「宗教」に係わるものかどうかについて、公権力が判断を下すのはまずい気がしますね。

(石村) もちろん、宗教団体であっても、宗教活動以外の事業に係る個人情報については、一般企業の顧客データと同じ次元で考えていいわけですね。したがって、収益事業をやっている宗教団体の場合、当該事業に関しては(B)の基本原則と(C)の義務規定の双方が適用されることになりません。

本間に

背番号実施を認めてよいのか

(我妻) 今後、この法案はどうなっていくのでしょうか。

(石村) 自民党は秋の臨時国会での法案成立を目指すのではないのでしょうか。「与党VS報道」間での対立が深まれば、イメージ政治をやっている小泉政権としては、ムリはしないでしょう。

本当は、野党から対案がでてくるのがいいのですが、その力量があるのかわからないか見えてこないところで、「言論統制法」のイメージを弱める「いやし規定」を挿入して一件落着とならないように、運動を展開していく必要があります。PIJ

も、各界との連絡を密にし、慎重に対応していきます。

(我妻) 個人情報保護法の提案は、そもそも背番号(住民票コード)の強行導入の「免罪符」として提案されたわけです。ですから、やはり役所の個人情報の取扱を規制する法律、つまり公的セクターに適用ある個人情報保護法はどうなのか、原点に立ち返った運動が求められていると思います。もちろん、背番号の実施阻止も重要な課題ですが。

(石村) 民主党は、六月末に、再度「背番号廃止法案(住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案)」を提出しました。また、先にふれたように、政府は、役所が取扱う個人情報の保護に関する法律改正を先送りしました。

「小泉万歳」と浮かれたままでは、来年の今頃、各人に、背番号コードが郵送されてきてしまいます。まさに背番号管理の「収容所列島」化の時代の到来を許してしまうことになるわけです。

PIJは、背番号実施阻止に向けて、粘り強い戦いを続けていきます。

(我妻) 私も同じ覚悟であります。本日はありがとうございました。

河村たかし議員が筆頭で提出した二つの法案

1. 国民背番号（住民票コード）廃止法案

住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案

2001年6月19日衆議院提出 2001年6月29日 委員会に付託されずに廃案

（住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止）

第一条 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）は、廃止する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等、第一節 住民票コード（第三十条の二 第三十条の六）、第二節 都道府県の事務等（第三十条の七 第三十条の九）、第三節 指定情報処理機関（第三十条の十 第三十条の二十八）、第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十九 第三十条の四十三）、第五節 住民基本台帳カード（第三十条の四十四）」を削り、「第五十二条」を「第四十六条」に改める。

第十一条第一項中「第五十条」を「第四十四条」に改める。

第四章の二を削る。

第三十一条第一項中「国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し」を「国又は都道府県は」に、「この法律の規定により都道府県又は市町村が」を「市町村に対し、この法律の規定により市町村が」に改め、同条第二項中「主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対し」を「主務大臣又は都道府県知事は」に改め、「ときは」の下に「、市長村長に対し」を加え、同条第四項中「都道府県知事は主務大臣に対し、市長村長は」を「市長村長は、」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三を削る。

第六章を次のように改める。

第六章 罰則

第四十二条 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十四条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、又は第二十條の戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第四十五条 第二十二條から第二十五條までの規定による届出に関し虚偽の届出（第二十八條から第三十條までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて第二十二條から第二十五條までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第四十六条 前二條の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

住民の基本的な人権を保護するため、住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民背番号（住民票コード）廃止法案

2. 国税通則法一部改正案要綱

税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案要綱

2001年6月15日 衆議院提出 2001年6月29日 委員会に付託されずに廃案

第一 目的の改正

国税通則法の目的を、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することとする。

(第一条関係)

第二 税務行政運営の基本理念等

一 税務行政運営の基本理念(第四条の二関係)

- 1 税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を旨として行われなければならないものとする。
- 2 国税当局は、税務行政に関する国民の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処しなければならないものとする。
- 3 国税当局は、その職務の執行に当たっては、国民のプライバシーを尊重しなければならないものとする。
- 4 国税当局は、その職務の執行に当たっては、国民の権利利益の保護に常に配慮するとともに、国民が納税に関して行った手続は、誠実に行われたものとして、これを尊重することを旨としなければならないものとする。

二 税務行政運営の基本方針(第四条の三関係)

国税庁長官は、一に定める税務行政運営の基本理念(三において「基本理念」という。)にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならないものとする。

三 基本理念等に関する文書の作成及び普及(第四条の四関係)

- 1 国税当局は、基本理念及び納税の主体たる国民の権利利益の保護のために必要な事項に関する文書を作成し、及びこれを普及しなければならないものとする。
- 2 1の文書は、平易な表現を用い、納税の主体たる国民の立場に立って書かれたものでなければならないものとする。

第三 質問又は検査の事前通知等

一 税額の確定に係る調査等のための質問又は検査の事前通知等(第三十三条の二関係)

- 1 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のための所得税法第二百三十四条第一項の規定その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査(以下それぞれ単に「質問」又は「検査」という。)をしようとする場合には、質問又は検査をする日の十四日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないものとする。ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認めるに足りる相当な理由がある場合は、この限りでないものとする。

- (1) 相手方の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所
- (2) 当該職員の氏名及び所属する官署
- (3) 調査を必要とする主たる理由
- (4) 質問又は検査の根拠となる法令の条項
- (5) 質問をする事項又は検査をする物件
- (6) 質問又は検査をする日時及び場所
- (7) 2に規定する変更の申出に関する事項
- (8) その他財務省令で定める事項

- 2 1の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができるものとする。

- 3 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、1のただし書に規定する場合において、質問又は検査をしようとするときは、その相手方に対し、1の(1)から(5)まで及び(8)に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

二 税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供(第三十三条の三関係)

国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行った場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報を提供するものとする。

第四 施行期日等(附則関係)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 所要の経過措置を設けること。

対談 社会保障個人会計と社会保障番号

「社会保障個人会計」の番号管理構想に異議あり

何が狙い？

政府・経済財政諮問会議の「社会保障個人会計、社会保障番号」導入案

政

府の経済財政諮問会議（「諮問会議」）は、去る六月二十一日に、「経済財政・構造改革の基本方針（「基本方針」）」を正式決定した。この基本方針の中では、国民一人ひとりを対象とした「社会保障個人会計（仮称）」の創設が謳われている。

この個人会計口座には、各人が、どれだけ医療、年金、介護の保険料を負担し、一方では、どれだけ各種の社会保障給付を受けているかを記録し、そのバランスを把握できるようにならなければならない。また、この個人会計の管理を容易にするための「社会保障番号」制度の導入が謳われている。

諮問会議が提唱する「個人会計」創設の真の意図は定かではない。

当初は、国税庁と社会保障庁を統

合し、税金と社会保障料とを一体的に徴収・管理することも計画されていたようだ。この点は後退し、正式決定された基本方針からは完全に姿を消している。一方、「社会保障番号」導入の提案は、公的年金・失業保険・公的医療保険に加え納税などを、「社会保障番号（SSN＝Social Security Number）」を使って管理しているアメリカの制度に似たものがある。

諮問会議のこの提案の真の狙いは何なのであるのか。私たち国民は真意がつかめない。

この論点不明瞭な負担額・給付額口座番号管理案？について、石村代表に、辻村副代表が聞いた。

（CNN編集部）

不透明な今回の提案の狙い

（辻村）政府の経済財政諮問会議（「諮問会議」）は、去る六月二十一日に、「経済財政・構造改革の基本方針（「基本方針」）」を正式決定しました。この基本方針の中では、次のように、国民一人ひとりを対象とした「社会保障個人会計（仮称）」の創設が謳われています。

基本方針 第三章

「社会保障制度の改革」〔要旨〕

2. 社会保障制度全体に共通する課題〔抜粋〕

(1) 社会保障制度の総合的な調整
社会保障は年金、医療、介護が三本柱である。最も効率的な組み合わせを行い、重複給付の是正や機能分

《語る人》

白鷗大学教授

石村耕治（PIJ代表）

《聞き手》

辻村祥造（PIJ副代表）

担の見直しを進め、公平で、老後の生活の基本的な保障が確保される制度を構築する。さらに制度の実施・運営面でも行政事務運営の一層の効率化を進める。

(2) 国民の合意と納得の形成

ITの活用により、社会保障番号制導入とあわせ、個人レベルで社会保障の給付と負担がわかる「社会保障個人会計（仮称）」システムの構築に向けて検討を進め、分かりやすく信頼される制度としていくことが重要である。（傍線、CNNニュース編集部）

（石村）諮問会議が提唱する「社会保障個人会計（仮称）」創設の真の意図は、基本方針からはよく読み取れません。公的年金や公的医療など

社会保障個人会計と社会保障番号

社会保障個人会計と社会保障番号

従来からわが国の社会保障制度では、世帯単位を基本としてきました。個人単位を踏襲してきたアメリカなどは根本的に異なるわけです。世帯単位を、個人単位を基本とすることに換えようということも読めます。たとえば、そうだとすると、この転換だけでも容易ではありません。

(辻村) 多分、この点については、諮問会議も、認識が浅いのではないかと思います。したがって、このプランの本音は、もっと単純なところにあるのではないか、と思います。

(石村) そうも思います。こうした個人会計口座の開設を認めれば、例えば医療費の「総額抑制(キャップ制)」の材料として、個人会計情報を容易に使うことも可能になります。

(辻村) 構造改革に伴う「痛み」とか称して、国民のコンセンサスのないまま、医療費の「総額抑制(キャップ制)」の材料として安易に個人会計情報が流用されかねない危険をはらんでいるということですね。

「個人会計」制度は
「拠出建て制度」とほぼ同義

(石村) それから、アメリカ合衆国(以下「アメリカ」)では、公的年金制度改革、一部民営化案に関連し

て「個人別会計口座導入案 (Individual Accounts[IA] Plan)」ないしは「個人保障会計口座導入案 (Personal Security Accounts[PSA] Plan)」が出されています。

(辻村) 具体的にはどういふものなのでしょう。

(石村) 例えば、IAプランでは、個人別の会計口座は政府が管理するが、自己責任のルールのもと、その投資対象は個人が選択すると言った内容の提案です。

(辻村) もう少し分かりやすく説明してください。

(石村) 公的年金制度は、大きく「給付建て制度」と「拠出建て制度」に分けられます。

アメリカなどでは、社会保障における「個人会計」、「個人口座」あるいは「個人会計口座」制度とは、「拠出建て制度」とほぼ同じ意味で使われています。つまり、すべての加入者に対し個人口座を設定し、給付は、掛金・運用収益・費用などで累積された個人勘定残高を基準に行う仕組みを指します。

したがって、言い換えると、この「拠出建て制度」あるいは「個人会計口座」制度以外のものが、「給付建て制度」ということになります。諮問会議がいう社会保障における

個人会計制度導入が、こうしたアメリカのプランを真似る意図をもって提唱されているとすれば、大きな問題をはらんでいます。

なぜならば、助け合いの精神に基づき社会のセーフティ・ネットとして構築されている現行の社会保障制度の哲学を根幹から揺るがしかなないことになるかも知れないからです。ひいては負担に応じた給付の仕組みの構築にもつながりかねず、弱者切捨て、強者にますます有利な制度にエスカレートして置くことが危惧されるからです。

(辻村) 小泉政権は、社会のセーフティ・ネットづくりをしきりに強調しています。「社会保障制度」こそが、競争社会での最低限のセーフティ・ネットであるはずで、ところが、内実は、このセーフティ・ネットすらも危ういものにしていくようにも見えますね。

(石村) そうともいえません。先ほどあげたアメリカの公的年金制度改革案も、従来からの給付建て制度を一部拠出建て制度にしようというわけですが、この提案に対しては、各界から批判が出ています。

「企業年金も四〇一(k)など拠出建てが増加する中で、公的年金までも拠出建てに大きくシフトさせるのは、

社会のセーフティ・ネットとしての公的年金制度の本旨に反するのではないか」とか、「公的年金制度に自己責任を持ち込むのは、単なる強者の論理。逆に、資本主義を危うくする」と言った反論です。

(辻村) 竹中オポッチマンの空論で、「生体実験」される国民はたまったものではないですね(笑)。

(石村) それでも国民が「小泉万歳」なら、ポピュリズム(人気取り主義)の犠牲になっても止むを得ないでしょう。

ただ、アメリカの拠出建て論者も、「拠出建て制度の導入は、加入者への十分な説明責任、教育なしに進めてはならない」とクギをさしています。今回の基本方針では、全く説明責任を尽くしておらず、「詐欺まがいの抵当証券ビジネスなど」と同類ともいえません。

問われる「個人会計」の
「社会保障番号」管理

(辻村) ところで、基本方針では、「社会保障個人会計」の創設に関連して、その管理に「社会保障番号」制度の導入が謳われています。

この「社会保障番号」制度をどのように創設しようとしているのかは、いまだ定かではありません。ま

さに、「エンブティ・シエル」そのものです。この点について、政府の諮問会議は、どのような仕組みを想定しているのでしょうか。

(石村) 諮問会議の当初の案では、国税庁と社会保障庁を統合し、税金と社会保障料とを一体的に徴収・管理することも計画されていたようです。この点は後退し、正式決定された基本方針からは完全に姿を消しています。当初は、そのトータルな管理に「社会保障番号」を使おうということだったようです。

(辻村) つまり、両庁を統合し、かつ社会保障料と税金を一体的に徴収し、社会保障給付額は、掛金・運用収益・費用などで累積された個人勘定残高に、納税額なども斟酌した基準にしたがって決める仕組みの構築を目指していたわけですか。

(石村) 政策決定過程での議論の詳細はわかりません。しかし、納税額なども含め、各人の情報口座で番号管理しようという考えはあったように感じています。社会保障番号は、納税者番号にも使えるなどといった議論もあつたように報道されていますから。

ところで、政府統計によりまずと、二〇〇〇年度の年金や医療など社会保障給付費の総額は七十八兆円

にのぼります。うち、五十五兆円を保険料、残りを国や自治体が税金で補てんしています。この点はガラス張りになっていくわけです。

とすると、税金と社会保障料を一体的に徴収し、社会保障給付額をも含め各人の情報口座で番号管理し、具体的に何をしようとしているのか、まったく不明です。

国民各人が、自分の納税額を含めた「負担額」と「給付額」を簡単に把握できるようにするためだと説明されています。しかし、各人の消費税負担額などは蚊帳の外に置かれることになるわけです。したがって、これも意味不明の説明です。

(辻村) 当初の提案にはさまざまな狙いがあったのだと思います。少なくとも、国民各人が、自分の「負担額」と「給付額」を簡単に把握できるようにするためなどは、へ理屈です。逆に、役所が国民各人の「負担額」と「給付額」とを合法的にピーピング・トム(覗き見)できる仕組みをつくらうということではなかったのでしょうか。

(石村) そういった理解にもつながってきますね。しかし、本音は、先に触れたように、従来からある給付建ての公的年金制度制度などを抛出して制度にしようということにある

ったのでしょうか。肝心なところは説明しないのでは、国民は疑心暗鬼になりますね。

「個人会計」で
一生涯の社会保障情報の
一括管理?

(辻村) われわれ日本人は久しく役所社会主義の中で飼いならされてきたわけです。このため、自分たちのプライバシーを一生にわたって役所に管理されたとしても、違和感を持たないのが大勢なわけです。しかし、よく考えてみますと、諮問会議の「個人会計」創設の提案は、重大な問題をはらんでいるといえますね。

(石村) まさに、この提案は、表面的には、国民各人の一生の「負担額」と「給付額」とを役所が番号を使って一元管理しようというプランなわけです。

このプランは、将来的には、国税庁と社会保障庁などを統合し、税金と社会保障料の徴収・管理業務を統合・一元化する。そして、国民一人ひとりの納税・保険料負担と社会保障給付を管理する個人会計(情報口座)を設け、背番号でコンピュータ管理する。こんな筋書きにエスカレートする可能性も大きいわけです。

(辻村) この提案は、IT(情報技術)を使った大幅な事務の効率化(行革)プランでもあると宣伝されています。しかし、こうした行政機構のリストラ(行革)にも資するとのふれ込みには疑問があります。実際は、IT技術を使って、新たに、国民一人ひとりのプライバシーを公有管理する仕組みを構築することが狙いなわけです。

(石村) もちろんです。何桁かの番号で、私たち国民一人ひとりの生涯の「負担額」と「給付額」が役所に筒抜けになる恐ろしい仕組みでもあります。これで、本当にいいのでしょうか。

(辻村) 正しい公共政策の選択といえるのか、大いに異議ありです。

「高額納税者には
より多くの給付」が本音

(石村) しかし、この構想のもっと根底にあるものを見極める必要があります。それは、「負担額に応じて、給付する」仕組みをつくることでしょうか。

つまり、各人の「負担額」、言い換えると、「入口」(納税額+保険料負担額)勘定に応じて「出口」(社会保障給付額)勘定を決める情

社会保障個人会計と社会保障番号

社会保障個人会計と社会保障番号

報口座の仕組みをつくることにつながる途を開く可能性の大きいといえる構想です。

(辻村) もう少し、具体的にお話ください。

(石村) 情報口座の「入口」勘定、とくに所得税の納税額が多いほど「出口」勘定、つまり「給付」が厚くなる。こんなアイデアが仕組まれているように見えます。

最近の若者は保険料負担を嫌う傾向があります。そこで、これを税金で賄おうとすると、消費税率のアップにつながるでしょう。しかし、消費税負担額は「入口」勘定に入りません。また、これを「入口」勘定に入れようとすると、消費税制は機能不全に陥ることは目に見えています。なぜならば、消費税は、本来、個々の負担者の顔を特定する必要のない税金だからです。

(辻村) とすると、諮問会議のこのプランは、隠された高額所得者優遇政策と見てよいわけですか。

(石村) 少なくとも、フリーターをやりに、社会保険料支払を拒み、消費税を払いながらも、所得税の納税義務を負わない層には、不利な仕組みの構築を模索している、と見てよいでしょう。

(辻村) としますと、「社会保障」と

は何なのか、もう一度原点に立ち返って考えて見る必要がありますね。

(石村) 資本主義の下での「社会保障」は、「金持ちに厚く、貧乏人に薄く」がモットーということかもし

れません。こんな小泉哲学に国民のコンセンサスがあるとは思えません。この仕組みの導入で、プライベートはスポンポンにされ、しかも老後にもらうものもどんどん削られていく。それでも愚民の「酔いがさめない」とすれば、仕方がないのかもしれません。

ともかく、小泉政権は、この公共政策の選択に伴う「痛み」の部分の説明責任を十分に果たしていないわけです。また、対立軸となるべき野党は、「国民が主役」とか空念仏を唱えるだけです。悲しいかな、何の対策も出せないわけです。社会のセイ・フレイ・ネットは崩れていく一方なわけです。

アメリカは

「社会保険料方式」を採用

(辻村) 各人の「入口」(納税額+保険料負担額)勘定に応じて「出口」(社会保障給付額)勘定を決める情報口座の仕組みは、アメリカで採用しているのではないですか。し

たがって、諮問会議のこの提案は、アメリカの物まね(コピー)ともいえるのではないのでしょうか。

アメリカの実情との比較で、この点について触れてください。

(石村) アメリカではこんな個人会計口座制度を採用していません。確かに、アメリカの公的年金制度では、所得のある人から社会保障税(social security tax)として保険料を徴収しています。しかし、この「社会保障税」は、厳密な意味では「税」ではなく「保険料」です。つまり、徴税機関(IRS)を通じて社会保障料が納付される形となっているわけです。アメリカの公的年金は、「税方式」ではなく、「社会保険料方式」を採用しています。

ちなみに、連邦の課税庁である「内国歳入庁(IRS)」と「社会保障庁(SSA)」とは縦割りの組織として別々に存在しています。統合の動きもありません。

「個人会計」制度の

エスカレートは時代錯誤

(石村) 諮問会議には、将来、わが国が、各人の「入口」(納税額+保険料負担額)勘定に応じて「出口」(社会保障給付額)勘定を決める情

報口座の仕組みを採用してはどうかとの考えもあるかもしれませんが。しかし、こうした世界にも余り類のない構想は、わが国よりも、むしろアメリカの方がなじむといえるのではないかと思います。

というのは、アメリカにおける国税(連邦税)の直間比率はおおよそ九対一。しかも、消費税(VAT)も導入していません。言い換えると、アメリカにおいては、各人の「入口」勘定、とくに所得税の納税額が多いほど「出口」勘定、つまり「給付」が厚くなるとしても、ある意味ではフェアな仕組みになっているといえます。

(辻村) とところが、わが国の場合は、課税ベースを「所得」から「消費」に大きくシフトさせようという動きが各界にあるわけです。となると、「入口」勘定に「納税額」を挿入する仕組みをつくることには大いに問題がありますね。

(石村) そのとおりです。ある意味で、各人の納税額を含む「負担額」に応じて「給付額」を決める仕組みは、直接税中心主義の国あるいは直接税中心主義であった時代に適した制度といえます。消費税など、個々の担税者を特定する必要のない税金の比率が増えてきた今日では、時代

遅れの仕組みといえます。

(辻村) 各人の納税額をも含めた「入口」勘定に応じて「出口」勘定を決める情報口座の仕組みは、所得税など直接税中心主義の体制下では、より公正に機能するといえそうです。

(石村) そうです。今のわが国には合いません。見方を換えると、課税ベースを間接税にシフトしていくことを前提に、税・社会保険を一元管理する仕組みをつくることは、国民をスポンポンにすることに大きな狙いがあると見ても過言ではないわけです。

情報口座管理番号なのか、

汎用番号なのか

(辻村) 当初諮問会議では、「社会保障番号」をつくり、それを各個人の「入口」・「出口」勘定を持つ情報口座の管理番号のみならず、「納税者番号」としても使えばよい、と言った趣旨の意見が強かったと聞きました。納税者番号への転用については、最終的には、基本方針には盛り込まれませんでした。

(石村) 諮問会議のいう「社会保障番号」とは、具体的に何を指しているのかは不明です。あるいは、アメ

リカの社会保障番号 (SSN = Social Security Number) を想定しているのかも知れません。確かにアメリカの場合、社会保障省 (SSA) がつくった SSN を、医療や年金、保険など官民にわたり広く汎用 (多目的利用) しています。さらに、内国歳入庁 (IRS) は、個人の納税者番号 (TIN) に転用して使っています。

わが国の場合、SSN に似通った番号としては、現在「基礎年金番号」があります。したがって、この番号を各人の個人会計の管理番号として使う案が浮上してくる可能性があります。

しかし、この場合、基礎年金番号を、「社会保障個人会計の管理番号に使うこと」と、「汎用 (多目的利用) 番号に使うこと」とは、分けて考える必要があります。

(辻村) どういうことでしょうか。もう少し具体的にお話ください。

(石村) 現在、確定申告書などを見れば分かりますが、各納税者には、納税者整理番号が振られています。

この番号は、給料をもらうときなどに支払者に提示する必要はないわけですか。ということは、この番号は、現在、課税庁における各納税者の情報口座の管理番号なわけで、それ以

上の意味を持ちません。

こうした意味で、各種社会保障を一元管理する個人会計の管理番号に基礎年金番号を使うというのであれば、そういう使い方もあるといえます。ところが、そうではなくて、基礎年金番号を、各種の社会保障給付を受けるときとか、医療や介護を受けるときやそれに関連する支払をするときとかに強制的に提示させる形で使わせるとなると、事は違ってきます。

(辻村) 後者が、基礎年金番号の汎用ということになるのですか。

(石村) まさにそのとおりです。こうした使い方をしますと、基礎年金番号は、病院や介護機関などに対する提示を通じて民間に自由に流通することになります。

ですから、諮問会議は、「番号」を、単に社会保障と納税を一元管理する情報口座の管理番号に使うというっているのか、そうではなくて、広く民間利用をも想定した汎用番号などにも使おうというのか、はっきりさせる必要があると思います。

狙われる基礎年金番号

(辻村) 基本方針に盛り込まれた「社会保障番号」は、納税には使われないも

の、年金、医療、介護の三本柱に使うといっています。したがって、これらの分野での民間利用の問題が出てきますね。基本方針にいう「社会保障番号」は当然「汎用」を前提としているとみてよいのではないのでしょうか。

(石村) そうでしょうね。また、この場合、仮に諮問会議が導入を検討した「社会保障番号」に「基礎年金番号」を使うとなると、「住基法改正の際に指摘された「住民票コード」の問題と同じ議論がでてきます。

つまり、官民の多目的利用 (汎用) による「マスターキー」化や、「国民背番号」化の問題です。当初からしっかりとした利用制限をかけないと、後で取り返しがつかなくなります。

基礎年金番号は、住民票コードとは違うなどと甘く見てはいけません。

(辻村) どのような限定 (目的) 番号でも、汎用 (多目的利用) に供し、エスカレート利用を放置しておくこと、「国民背番号」に変身してしまうからですね。

(石村) そのとおりです。見方を換えると、マスターキー化した基礎年金番号は、覗きを稼業とする者などにとっては、喉から手が出るほど欲

社会保障個人会計と社会保障番号

社会保障個人会計と社会保障番号

しい情報になるわけです。ましてや「社会保障番号」として、「基礎年金番号」が使われ、それがエスカラートし納税者番号に転用されることにもなれば、民間取引に広く汎用されることにより、芋づる式にその番号の持ち主の多くの個人情報を手に入れるようになるわけですから。

(辻村) 基礎年金番号を裏口取引・利用する者にとっては、ますますおもしろくなるわけですね。この点について、諮問会議が示した基本方針では、全く無防備のように見えます。

(石村) アメリカのSSNの濫用例に見られるように、わが国でも政敵の追い落としやリベラルいじめなどにも、番号で民間からかき集めた個人情報が入用されることにもなりかねないわけです。

(辻村) 民主党あたりの国会議員でも、在米経験のある者の中には、「SSNはアメリカでうまく機能している。悪いことをしなければ怖がることはない」といった論調の人がおりましたね。

(石村) そうでした。こうした問題意識の薄い連中が「国民は主役」とか、空念仏を唱えているあいだはダメな政党なわけですね。

現象面的にもそのことを見るだけでしたら、誰にだってできるわけ

です。議員には、ものごとを深く洞察し、問題の是非を判断する力が期待されているわけです。支持母体の意のままに動く職業議員のような人、役人の単なるエージェントような人は、そもそも「国民が主役」を党是とする政党に所属する議員になつちやいけないのです。

ジェフリー・ロスフェダー(大貫昇訳) 『狙われる個人情報』(ジャパン・タイムズ)を読んだり、映画「エネミー・オブ・アメリカ」とかを見たり、SSN(社会保障番号)の汎用、乱用の実態をよく知るべきです。その上で、立法府に選ばれ、しかも「国民が主役」を党是とする政党に所属する自分に求められているものが何であるか、もっと勉強すべきです。

議員は、確実にリップ・サービスとパフォーマンスだけでは乗り切れない時代に入っています。

基礎年金番号対住民票コード
—— 共通番号をめぐる
—— し烈な役所間バトル

(辻村) 話を戻しますが、総務省(旧自治省)が導入を決めた住民票コードは、民間利用は厳禁されています。ところが、基礎年金番号は、

今のところ民間利用の規制がありません。

(石村) まあ、ですから、「社会保障番号」に「基礎年金番号」が使われ、もう一步構造改革が進んで、仮に国税庁と社会保障庁がドッキングするとなつたらどうでしょうか。この場合には、個人の「納税者番号」には、ますます「基礎年金番号」の転用が有力になるともいえますね。

(辻村) これは、政治的には、どう見たらよいのでしょうか。

(石村) この点について、以前、PJ相談役の河村たかし代議士の仲介で、社会保障庁運用部企画・年金管理課 運営企画室の班長の方と話をしたことがあります。

その当時、「基礎年金番号は、納税者番号への転用は考えられないし、転用できない番号として構築されたから、とくにプライバシー保護措置を盛らなかつた」といった趣旨の説明がありました。

(辻村) ということは、転用は立法趣旨に反するとみるべきなのですか。

(石村) いや、実は、基礎年金番号制度は、法律に基づいて構築されているわけではありません。ですから、仮に基礎年金番号を「納税者番号」に転用するとなれば、利用規制

やプライバシー保護措置を含む立法措置が必要となるでしょう。

(辻村) 住民票コードの方はどうなるのでしょうか。

(石村) 当初の約束に従って、住民票コードの民間利用禁止を貫けば、住民票コード特需に群がったITハイエナ企業は餓死するかも知れませんが、しかし、飢餓を救済しようというところで、総務省が批判を覚悟の上、なりふりかまわず民間利用禁止を解き、住民票コードの納税者番号への転用の途を走るかも知れませんが、狡猾な役人連中ですから、何をしだすか分かりません。いずれにしても、納税者番号の導入をめぐり、役所間のバトルは、ITハイエナをも巻き込んで、熾烈さを極めることになるかも知れません。

どう回避する、
エネミー・オブ・ジャパン
—— 役人が
—— 市民のプライバシーを
—— 自由に操作する悪夢

(辻村) 戦略的には、「住民票コード」を「社会保障番号」、「納税者番号」にエスカラートさせないことで、「マスターキー」としての機能を低下させる運動が必要ですね。

そのためには、「社会保障番号」には、「基礎年金番号」の転用をすすめる方がよいような気もします。（石村）どんな社会運動にも、「戦略」が求められます。この意味では、分断作戦はそれなりに効果があると思います。

しかし、転用を勧めた基礎年金番号の民間利用規制が厳格に行われないと、アメリカの社会保障番号（SSN）と同じになるでしょう。番号の汎用が拡大したり、乱用が頻発すれば、映画「エネミー・オブ・アメリカ」のような監視社会のツール（道具）と化すことは必至です。基礎年金番号が、遠からず「エネミー・オブ・ジャパン」の世界、つまり番号で国民を電子監視する収容所列島構築のツールと化さないとの保障はどこにもないわけです。

（辻村）アメリカのSSNのたどった途をよく学ぶ必要がありますね。（石村）そうですね。一般に、経済学者は人権よりも効率性を重視がちです。しかし、長期的にみると、その経済効率性も怪しいことも多々あるわけです。「外部不経済」の視点を見逃しがちだからです。プルサーマル、巨大ダム、電子マネー、例をあげればきりがありません。住民票コードや住基ICカードな

ども、私たち国民の人権抑圧のためのツールに化す怖れは極めて強いわけです。仮に行政の効率化などがグッド・ポイント（利点）だとしても、プライバシーの公有化、人格権ゼロ社会、移動の自由の抑圧など、バッド・ポイント、つまり「外部不経済」の大きさは計り知れないわけです。

また、すでに触れたように、消費税を強める一方で、各個人の納税額をも含めた「負担額」と「給付額」とをトータルに番号管理する仕組みは、新たな不正を生むといえます。なぜならば、各人の消費税負担額が「入口」勘定、つまり、「負担額」に挿入されないからです。さらに、慈善団体に寄付をし、「社会貢献」すればするほど税負担は減ります。だからといって、その者の「入口」勘定に入る額が少なくなるのも不合理です。例をあげれば、きりがありません。

透明性を欠く政策は
受入れられない

（辻村）最後に、論点をおさらいしてみたいと思います。

政府の諮問会議が今回つくり上げた「基本方針」では、国民一人ひと

りを対象とした「社会保障個人会計（仮称）」の創設が謳われています。この個人会計口座に、各人がどれだけ医療、年金、介護の保険料を負担し、一方では、どれだけ各種の社会保障給付を受けているかを記録し、そのバランスを把握できるようにしようというわけです。

また、この個人会計の管理を容易にするための「社会保障番号」制度の導入が謳われています。

石村代表に説明いただいたように、この基本方針に盛り込まれた政策は、現在のセーフティ・ネットを壊すことにもつながる確定拠出方式の年金制度の確立をねらっているのではないかと勘ぐりはできません。

しかし、この他の方針は、具体的に何をしようというのか、そのねらいがはっきりしません。これは、新たに創設しようという「社会保障番号」についてもいえます。

各人の「入口」勘定に応じて「出口」勘定を決める番号管理された情報口座の仕組みは、何となく行革の精神に沿っているように見えてしまします。このため、小泉政権下での一連のポピュリズム（人気取り主義）手法によって、この仕組みの導入が何となく行革につながるのではと錯覚し、正確にもものを見る目がマ

ヒしている人も少なくないのではないかと思います。

しかし、石村代表が触れられましたが、こうした仕組みは、確実に新たな役人による国民情報（プライバシー）管理システムをつくることにもつながるわけです。したがって、一步道を誤ると、「改革」というよりも、「改悪」につながる提案に転落しかねないわけです。自由社会への挑戦ともとれる提案につながりかねないわけです。

諮問会議の唱える各個人の「負担額」と「給付額」とをトータルに番号管理する構想に対しては、PIJは、プライバシー保護の観点から声を大にして批判していきたいと思えます。

石村代表、本日は、貴重なお話をありがとうございました。

《連載》

アメリカでの社会保障番号(SSN)

濫用規制、議会の動向を紹介する(1)

SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状
問われるSSNの濫用規制と、個 回復に苦悩する連邦議会

PIJ代表 石村耕治(白鷗大学教授)

《内容目次》
はじめに
問われる社会保障番号(SSN)の拡大利用

- ・連邦議会による最初のSSN利用規制
- ・連邦議会、初めてSSN利用規制に重い腰をあげる
- ・連邦プライバシー法によるSSN利用規制
- ・ザル法でのSSN利用規制の限界を露呈
- ・それでも、公的部門でのSSN利用規制には変化の兆し

- 《ケース1》SSN公表を条件とする投票権の付与は違憲
- 《ケース2》公務員のSSNを情報公開の対象にするのは違憲
- ・SSNに商機を見出す個人情報産業
- 連邦議会に再びSSN利用規制の機運の高まり
- 連邦会計検査院(GAO)『SSN利

- 用実態報告書』(一九九九年二月)を公表
- ・GAO報告書の概要
- ・調査対象
- ・調査結果の骨子(仮訳)
- ・背景
- ・SSNの利用を義務付ける法令と一定の利用制限する法令
- 《公的プログラムでのSSN利用を義務付ける法令》
- 《SSNの利用を制限する連邦法》
- ・SSNの拡大利用をする企業や政府
- 《個人情報販売する企業》、《金融サービス企業》、《保健医療サービス機関》、《州の機関》
- ・企業や州は連邦法によるSSNの利用制限に、マイナスを懸念
- ・社会保障庁(SSA)のコメント
- (以下、次号)
- 連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」(二〇〇〇年五月十一日ほか)

はじめに

政府の「社会保障個人会計」と「社会保障番号」導入案を問う

わが国政府の経済財政諮問会議(「諮問会議」)は、去る六月二十一日に、「経済財政・構造改革の基本方針(「基本方針」)」を正式決定した。この基本方針の中では、国民一人ひとりを対象とした「社会保障個人会計」の創設が謳われている。この個人会計口座には、各人が、どれだけ医療、年金、介護、雇用の保険料や租税を負担し、一方では、どれだけ各種の社会保障給付を受けているかを記録し、そのバランスを把握できるようにしようという提案である。

また、この会計口座の管理を容易にするための「社会保障番号」制度の導入が謳われている。諮問会議が提唱する会計口座創設の真の意図は定かではない。

また、「社会保障個人会計」の創設に関連して、その管理に「社会保障番号」制度の導入が謳われている。この「社会保障番号」制度をどのように創設しようとしているのかは、いまだ定かではない。まさに、

「エンプティ・シェル」そのものである。ちまたでは「基礎年金番号」の転用が有力視されている。

改正住基法の成立に伴い導入が決まった「住民票コード」は民間利用が禁止されていることから、民間利用も想定される「社会保障番号」に、「住民票コード」は使えない。この点、「基礎年金番号」は格別の利用制限が法定されておらず、「社会保障番号」への転用は比較的容易と考えられている。

しかし、「基礎年金番号」を「社会保障番号」に安易に転用し、官民にわたり幅広く多目的利用(汎用)することは、国民のプライバシーにとり脅威となる怖れが極めて強い。

番号を使い入手した個人情報の濫用や他人の番号を使ったなりすましによる被害を大きくする。番号の地下利用や政治利用などの問題も多発するに違いない。

「社会保障番号」といえば、アメリカの「社会保障番号(SSN=Social Security Numbers)」がよく知られている。アメリカは、久しくSSNの自発的な利用を放置、拡大させてきた。このことにより、今日、あらゆる問題が多発している。連邦議会は、次々と暴かれるSSNの濫用の事態に対し、利用規制に動き出して

はいる。しかし、いまだ実のある対応ができないでいる。

SSNは、事実上国民番号化してしまっている。また、SSNを使った個人情報やプライバシー侵害などが多発している。にもかかわらず、SSNという「ツール」のウィルスのな自己増殖にどう対処したらよいか、決め手を欠いている。

アメリカ社会は、国民の「個」の回復に苦悩しているのが実情である。

本稿では、アメリカのSSNをめぐり苦悩する番号化社会の実情を点検してみたい。わが国の経済諮問会議が唱える無防備な「社会保障番号」導入論を批判的に検討していくための資料を提供できればと考えている。

問われる

社会保障番号(SSN)の拡大利用

今日、アメリカ社会では、SSNは社会生活をする上での必須アイテムといつてよい。SSNは、各種社会保障を管理することを狙いに、一九三六年に導入された。SSNは九ケタの番号からなっている。各人の申請に基づき、連邦保健・社会福祉

省長官 (Secretary of Health and Human Services) (当時は保健・教育・福祉省長官 (Secretary of Health, Education, and Welfare) が付与する仕組みになっている。

当初、SSNは、連邦当局が、専ら各個人の社会保障会計口座の貸方に算入する社会保障税の納付額を算定する際の基準となる賃金を捕捉することを狙いに使われた。

しかし、その当時、連邦政府には、SSNの利用規制についてまったく頭になかった。その利用が野放しにされたため、当初限定番号であったSSNは、社会保障会計口座管理以外の行政目的にも徐々に利用が拡大していった。例えば、一九六一年に、連邦議会は、SSNを連邦課税庁、つまり内国歳入庁 (IRS Internal Revenue Service) が、個人納税者用の納税者番号 (TIN Taxpayer Identification Numbers) に転用することを法的に認めた。

また、一九三五年連邦社会保障法 (Social Security Act of 1935) に定められ、一九三七年から実施された公的な「社会保障」制度の前身は、「老齢」と「失業」だけを主体とするものであった。つまり、「老齢」は、連邦政府所管の「老齢年金」と「遺族年

金」、それに後に加えられた「障害年金」制度であった。また、「失業」は、連邦・州政府共管の「失業保険」制度であった。

したがって、当初の「社会保障」には、公的「医療保険」制度が完全に欠如していたわけである。「自助」あるいは「小さな政府」の哲学を重んじるアメリカにおいて、公的「医療保険」制度が初めて導入されたのは、一九六五年の連邦社会保障法の改正によるのである。

この一九六五年の改正によって導入された公的医療保険制度は、「メディケア (Medicare)」と「メディケイド (Medicaid)」の二種類である。「メディケア」は、六十五歳以上の高齢者に対する連邦政府が所管する公的医療保険制度である。一方、「メディケイド」は、六十五歳未満の低所得者・障害者に対する連邦・州共管の公的医療保険制度である。

したがって、現在でも、アメリカにおいては、全国民を対象とする公的医療保険制度はない。「メディケア」と「メディケイド」双方の公的医療保険対象者以外は、民間の医療保険制度に加入する仕組みになっている。この結果、国民の七割程度が民間の医療保険に加入し、医療サービスを受ける形になっている。

こうした一九六五年の公的医療保険制度の導入に伴い、SSNは当然のようにこの分野にも拡大利用された。

一方、SSNは、行政目的への利用拡大に加え、民間での自発的な利用面でもエスカレートしていった。その背景には、導入当初から、議会筋には、SSNの民間利用規制について、まったく頭になかったことがあげられる。SSNの強制利用の範囲について制限を置かなかったとともに、民間の自発的 (自由) 利用を放置したことは、今日、SSN導入をめぐる公共政策の選択面での最大の汚点であったと批判されている。

いずれにしろ、官民双方の分野に幅広く流通してしまったSSNは、今日、アメリカにおける「事実上の国民背番号 (de facto National ID Numbers)」となってしまう。また、ネット全盛時代に入り、SSNに関連するプライバシー侵害問題は多岐にわたっている。現実空間 (real space) のみならず、ネット空間 (cyber space) にも広く及んでいる。

連邦議会による

最初のSSN利用規制

SSN導入から三十五年くらい経

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

過した一九七〇年代頃から、その利用拡大や濫用がしばしば問題とされるようになっていった。一九七三年に発表された連邦政府のプライバシー問題に関するほとんどの報告書には、SSNの利用拡大及び濫用からくるさまざまな問題が盛られるにいたった。

各界の多様な利益を代弁する連邦議会も、こうした状況を座視しえなくなっていた。一九七〇年前半にいたって、重い腰をあげ、アメリカ史上はじめてのSSNの法的利用規制に動きだした。

・連邦議会、初めて
SSN利用規制に重い腰をあげる

一九七三年に、連邦保健・教育・福祉省は、報告書『記録、コンピュータ及び市民の権利 (Records, Computers, and the Rights of Citizens)』(以下「HEW報告書」又は「報告書」)を公表した。その中で、SSNを使って入手した多様な個人情報で、その個人の「人物像」を描写していく「コンピュータ・プロフィールング」を大きく問題にした。こうしたSSNを活用したプロフィールングは権利侵害的であり、また、SSNの汎用自体も、一九三六年当初の導入時点で示され

た利用目的を著しく逸脱するものであると指摘した。

その上で、同報告書では、SSNの利用規制を勧告した。とりわけ、「SSNあるいはSSNに替わるいかなる番号も、販売促進もしくは商業利用に供することを禁止する」法律を制定すべきであるとした。つまり、SSNの民間の自発的(自由)利用の禁止を勧告したわけである。

・連邦プライバシー法
によるSSN利用規制

この一九七三年のHEW報告書の勧告を受けて、連邦議会は、官民のさまざまな機関が、SSNをマスターキーとして使い、膨大な個人情報を集積・蓄積している現状に対する歯止め策を検討した。その結果、制定されたのが、一九七四年の連邦プライバシー法 (Privacy Act of 1974) (以下「一九七四年プライバシー法」又は「連邦プライバシー法」)である。

一九七四年の連邦プライバシー法は、「プライバシーの権利は、合衆国憲法により保護される個人の基本権である。」(第2条(a)項(5)号)と明確に規定した上で、さまざまな個人情報保護措置を置いた。また、とくに問題とされてきたSSNにつ

いては、連邦、州又は地方団体の行政機関は、たんに「社会保障番号(SSN)の提示をしなかったことを理由に、その個人に与えられる権利、給付ないしは特典を拒否することとは違法である。」(第7条(a)項(1)号)と定めた。

一九七四年プライバシー法は、プライバシー権を憲法上の権利であると認知したことなどは、一定の評価が与えられている。これは、わが国の一九八九年に制定された個人情報保護法(「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」)では、こうした権利が認知されていないことから自明のところだ。

・ザル法での
SSN利用規制の限界を露呈

しかし、過信は禁物である。なぜならば、一九七四年プライバシー法は、公的部門にのみ適用ある法律として作られたからである。

言い換えると、SSNというマスターキーで、企業や私立学校など多様な民間機関が個人情報を芋ずる式に収集・蓄積する現状に対しては何の対応もできない法律として成立した。つまり、連邦プライバシー法成立後も、依然として国民は、民間機関からSSN

の提示を求められれば、相変わらず、それを拒否してサービスの提供を受けないか又は物品の購入をしないか、あるいはそれを受忍してサービスないしは物品を手に入れるかしかない状況に置かれている。これは、明らかに一九七三年のHEW報告書の趣旨を反映しない形での立法が行われたことを意味する。

一九七四年プライバシー法は、SSNの民間利用を放置した結果責任を負わないザル法といわれる大きな理由の一つでもある。

また、連邦プライバシー法七条は、行政機関は、「個人に対して社会保障番号(SSN)を提示するように求める場合においては、その提示が義務なのか又は任意なのか、どのような法律上の根拠に基づいて当該番号(SSN)が求められているのか、及び当該番号(SSN)はどのような用途に使われるのか、を告知しなければならない。」と定める。

この規定の検討にあたった連邦議会上院の委員会では、SSNの汎用(多目的利用)が、統一識別票(universal identifiers)と化している点を大いに問題とした。

この点の問題意識について、当該委員会の報告書では、官民双方の部門で統一識別票としてのSSNの汎

用は、「この国において明確にされた最も重要なプライバシー問題の一つである。」としている (See, 1974 U.S. Code Cong. & Admin. News 6916, at 6943)。それにもかかわらず、制定された一九七四年プライバシー法では、SSNの全面的な利用規制に真正面から取組まずに、たんにSSNの提示を求める法的根拠が不明瞭な場合に限り、利用規制をかけるといった対応でお茶を濁したわけである。しかも、すでに触れたように、その利用規制は、公的部門だけでなく、民間企業などには及ばない仕組みになっている。

本来であれば、連邦プライバシー法は、官民を問わず、SSNの提示が法的に強制されていない場合には、不提示により何ら不利益の受けることのないことを十分に告知する義務を謳った内容であることが求められていたはずである。さらには、SSNを身元確認、つまり例えばコンピュータの個人情報口座のID番号、に使うことを禁じるような内容でなければならなかったはずである。しかし、こうしたコンテンツは法定されていない。まさに、ザル法と批判される理由である。

・それでも、公的部門での

SSN利用放置には変化の兆し
すでに触れたように、一九七四年の連邦プライバシー法によるSSNの利用規制には、批判の多いのも事実である。しかし、この法律の制定を契機に、公的部門では、SSN利用規制については変化の兆しも見えてきている。とりわけ、近年、SSNの収集や利用には憲法上の限界がある旨を明らかにする司法府(裁判所)の判断が目立ってきている。いくつかのケースを挙げて中身を見てみよう。

《ケース一》

SSN公表を条件とする
投票権の付与は違憲

バージニア州選挙法は、投票人にSSNの提示を義務付け、しかもそれを投票人名簿に掲載し公表することにしてきた。一九九三年に、投票人になるうとする一市民により、その合憲性が争われた。このケースにおいて、裁判所は、次のような判断を示した (Greidinger v. Davis, 988 F.2d 1344 (4th Cir. 1993))。

「プライバシー法の成立以降、各人は、自分の社会保障番号(SSN)の秘密保持や不正利用について極めて強い関心を持つようになってきて

いる。例えば、平然と悪事をしでかす者は、誰かのSSNを装えば、なりすまして他人の福祉の給付や社会保障給付を受けることができ、あるいは、新たな住所地でその他人の小切手口座を開設し新規の小切手帳を作ってもらい、クレジットカードを入手し、さらにはその他人の受取小切手すら入手できる。(中略)端的にいえば、平然と悪事をしでかす者に対しSSNを開示することから負わされることになる損害は甚大であるばかりか、与信崩壊につながる懸念すらでてくる。」

「問われている法律においては、バージニア州において投票人となるうとする者に、投票という基本的な権利を行使するに当たっては重大なプライバシー侵害の危険性に同意するように強制している。「原告」のグライデンジャーが自分のSSNを提示しないと判断は、極めて理性的といえる。なぜならば、これは、個人が自らのSSNを撒き散らすことは潜在的な損害に対する自己責任を問われないということからも明らかである。言い換えると、争点となっている法律は、グライデンジャーの投票する基本的な権利を、実質的に、本人が自分のSSNの公開に同意する場合に限り認める

ことになっている。」

この点は著しく不合理であるとした上で、裁判所は、「原告」のグライデンジャーが、投票権行使の条件として、自らのSSNを公開するように義務付けるバージニア州の選挙法は、合衆国憲法修正一条及び修正十四条に保障された権利に対する耐え難い制限を課すものであると判断した。

《ケース二》

公務員のSSNを
情報公開の対象にするのは違憲

一九九四年に、ある出版社が、オハイオ州の公文書公開法 (Public Records Act) に基づいて、州内にいる市の全職員(社会保障番号(SSN)の開示を求めたため、同法の下でSSNが開示の対象となる情報なのかどつかが争われた (Beacon Journal v. City of Akron, 70 Ohio St. 3d 605 (1994))。

一九七四年の連邦プライバシー法は、公務員のSSNの開示については何ら触れるところがない。そこで、市職員のSSNの開示請求を求められた自治体が、司法判断を求めたケースである。オハイオ州最高裁判所は、合衆国憲法はSSNを知る権利よりもSSN保有者個人のプ

イバシーの権利をより尊重しているとした。同裁判所は、次のような理由を挙げて、自治体の開示拒否処分を支持した。

「当法廷は、本日、市の職員の社会保障番号（SSN）の開示により得られる行政過程についてのわずかな情報よりも、職員のSSNを無条件に開示することに伴い起こりうる可能性の高い不正や犠牲を、重要視することにした。この判断は、マスクミが行う有益な取材活動に介入しようというものではなく、むしろアメリカ憲法の基本原理の一つを尊重しようということによる。（中略）」

当法廷は、合衆国憲法が本件の事実の下では開示を禁じている、との判断にいたった。すなわち、当法廷は、連邦憲法とオハイオ州公文書公開法とを考量し、「当該州法の下」アクロン市は請求に基づく市職員全員のSSNの開示を義務付けられない、と判断した。」

・SSNに

商機を見出す個人情報産業

一九七四年の連邦プライバシー法制定後も、民間機関によるSSNの拡大利用は止まるところを知らなかった。とりわけ、保険・金融サービス部門でのSSNの汎用は顕著であ

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

った。事実、SSNの民間利用者の大勢は、保険・金融サービス企業であり、同時に、SSNの民間利用規制に反対する一大勢力でもある。例えば、民間の消費者信用情報機関は、総体で四億人を超えるファイル（情報口座）を保有している。これは、実にアメリカ成人人口の九割近くに及ぶ数である。

これら消費者信用情報機関は、SSNをマスターキーとし、各個人の信用情報をファイルに収集・蓄積・管理している。また、こうした信用情報は、本人の同意もなく自由に売買されている。事実、現状では、何の法的規制も行われていない。したがって、こうした取引を行う場合には、取引の対象となる情報主体からのインフォームド・コンセントを得る必要はない。

連邦議会には、こうした信用情報産業の利益を代弁する議員も少なくない。SSNの民間利用規制に二の足を踏む議会の姿勢が厳しく問われてきた。

連邦議会に再び

SSN利用規制の機運の高まり

すでに触れたように、一九七四年の連邦プライバシー法は、公的部門

にのみ適用のある法律である。したがって、同法に盛り込まれたSSN利用規制措置は、民間機関には適用がない。このことは、一九七四年以降も、民間機関は顧客情報の収集や管理などに幅広くSSNを利用してきたことを意味する。また、見方を換えると、連邦議会は、SSNの民間利用の規制については、久しく事なかれ主義に徹していたともいえる。

しかし、こうした議会の事なかれ主義のムードにも一九九〇年代後半から徐々に変化の兆しが現れてくる。SSNの濫用が原因で民間での個人情報垂れ流し事件が頻発し、またSSNが政敵の追い落としやリベラルいじめに使われる例が数多く表ざたになったからである。

さらに、映画『エネミー・オブ・アメリカ（Enemy of the States）』のような、当局がリベラルいじめにSSNを使い、個人のプライバシーを丸裸にし、追い詰めていく様子が描かれ、SSNの問題性が広く再認識されるようになったこともある。

連邦議会には、SSN利用規制に向けた法案、SSNの国民背番号化を阻止するための法案など、SSN関連の議員立法が数多く提出されるようになってきた。一方、連邦議会でも、SSNの利用実態を調査しよ

うという機運が高まっていった。

連邦会計検査院

『SSN利用実態報告書』を公表
(一九九二年二月)

連邦会計検査院（GAO=General Accounting Office）は、連邦議会（Congress）に設置された機関である。政策決定過程や会計の監査業務に加え、議会の立法・監督機能の補助などの業務に当たっている。

GAOの保健・教育・福祉局（Health・Education and Human Services Division）は、一九九九年二月十六日に、連邦議会の要請を受けてSSNの利用実態について調査した報告書『拡大する社会保障番号の行政利用と商業利用（Government and Commercial Use of Social Security Number Is Widespread）』を公表した。

以下、同報告書を翻訳し、歯止めの掛けられない、お手上げのSSNの汎用状況について、紹介する。

・GAO報告書の概要

国民の中には、自分のSSNを濫用されたという経験を持つ者も多い。このため、SSNが実際にはどのように

利用されているのか、一般の関心が高まっている。連邦議会には、SSNの利用実務を規制するための法案を準備する議員が多く現れるようになってい

る。こうした状況を勘案して、連邦議

会下院・財政委員会に設けられた「社会保障に関する小委員会 (Subcommittee on Social Security)」は、新たな立法による対応が必要な

かを判断するために、会計検査院(GAO)に対し、SSNについて調査を行うように求めた。

・調査対象

小委員会が、GAOに対し調査を依頼した事項は、次のとおりである。

- ・ SSNの利用を義務付ける若しくはSSNの利用を制限する連邦法令
- ・ 民間部門及び公的部門での法律に基づかないSSNの自発的(自由)利用の拡大情況、並びに、
- ・ 連邦法によりSSNの利用規制法が制定された場合、企業や行政が蒙る影響

GAOは、こうした点について、一九九八年一月から十二月までの期間にわたり、調査を実施した。被調査対象は、各人のSSNを含む個人情報

を売買する民間企業、個人を対象に金融及び保険・医療サービスを

提供する民間企業、行政目的でSS

Nを頻繁に利用するプログラムを持つ二つの州である。

・調査結果の骨子(仮訳)

社会保障番号(SSN)の利用を包括的に規制するいかなる連邦法も存在しない。SSNを開発させた社会保障プログラムは、社会保障法のもとでつくられた。社会保障法は、社会保障庁(SSA)に対してSSNを汎用させるように義務付けては

いなかった。しかし、いったん社会保障庁が社会保障プログラムの管理を支援することをねらいにSSNの汎用を始めると、連邦議会はSSNの

普遍性を認めたと。

その後成立した法律では、社会保障とは関係のない目的にSSNの利用を義務付けていった。現在では、複数の連邦法が政府プログラムの管理にSSNを利用するように義務付けている。例えば、連邦個人所得税プログラム、補足的生活保障所得(SSIE)、メディケイド、食料クーポン及び子女支援実施プログラム、並びに州商用運転免許プログラムがあげられる。これらの法律のいくつかは、そのプログラム又は活動に関連するSSNの利用に制限を設けている。しかし、いかなる連邦法も、企業並びに州及び地方政府によ

るSSNの利用が、連邦の必要条件として求められていない場合であっても、厳しい制限を課していない。

企業や政府は、連邦法によって義務付けがなされている場合にのみSSNを利用できるとする制限を課されていない。GAOが面談したすべての機関、すなわち個人情報を買っている企業、金融及び保険・医療サービスをを行っている企業、並びに州個人所得税及び州の運転免許局、の担当者は、その事業ないしはプログラム活動をするための管理の道具として日常的に好んでSSNを利用している。

こうしたSSNの利用は、膨大な数の人々に影響を及ぼすことができる。例えば、信販会社や州個人所得税担当官は、例えば個人の消費者信用履歴の維持や所得税申告者の確認用のような内部の業務でも、SSNを主要な記録の識別番号として利用している、と回答した。

一方、他の機関の担当者は、内部の業務には一般に独自の識別番号を使っていると回答した。GAOがコ

ンタクトした機関のすべての担当者は、自己の業務を遂行するに必要なデータ交換を実施するために、自己の保有する記録と他の機関の記録とを照合するにあたり、SSNを利用

していると回答した。データ交換は、与信の危険回避、資産の所在、及びプログラムに関する法令への遵守を確認するための情報を入手する

ような目的で実施されている。

民間企業と行政の担当者はともに、SSNの利用を制限する法律を連邦政府が制定した場合には、自己の機関にとり不利に作用すると回答した。信販会社の担当者や州の税務担当官は、消費者の履歴の維持、納税申告者の本人確認のような日常の内部業務、原始記録の本人確認番号としてSSNを活用している業界の

企業の業務を遂行する能力を妨げることになり得ると回答した。

GAOが面談した担当者の多くは、連邦が利用制限を行った場合には、自らの機関が他の機関とデータ交換を実施する能力に不利に作用するものと感じていた。

例えば保健医療担当者は、保健医療サービス提供者が、患者が複数のサービス提供者の間で受けた治療を

追行するの能力を低下させることになるかも知れないと回答した。全米自動車行政官協会(AAMVA)の職員は、連邦レベルでのSSNに対する利用制限が行われれば、他州の

運転免許で起した運転反則を隠そうとする非商用運転者を追跡するのは

困難になり得ると回答した。

一般に、信販会社などの担当者は、信用報告がSSNを使って請求できないことになると、民間機関は問題のある個人の情報を不確かな形で受けることにもなりかねなくなると回答した。

しかし、いくつかの機関の担当者は、SSNの開示に関する一般大衆の関心を考え、自分のところでは、その開示を制限する対応をとっている、と回答した。

個人情報を買収する企業の担当者は、一九九八年十二月三十一日現在、この業界にいるいくつかの企業は、自主的にSSNの開示を制限してきている、と回答した。

また、オハイオ州とジョージア州の運転免許局の職員は、自分の州では日常的にSSNを開示する実務を止めた、と回答した。

・背景

一九三五年に、社会保障法のタイトルにおいて、退職した勤労者に対する社会保障年金給付プログラムが創設された。その後、連邦法により、勤労者の被扶養者及び遺族に対する、さらには障害を負った勤労者に対する給付がこのプログラムに付け加えられた。現在、勤労者は、社

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

社会保障の適用ある仕事についている期間に計上した自己の社会保障勘定の貸方高を基準に給付を受ける資格がある。社会保障法は、社会保障庁(SSA)に対し、雇用主が各個人に支払った賃金の額の記録を保存するように義務付けた。このため、一九三六年に、社会保障庁(SSA)は、各個人の稼得額の記録を保存する手段として社会保障番号(SSN)を創設し、各人のSSNを記録したカードを発行した。

社会保障法は、現在、各個人が社会保障の給付を申請する場合に、本人の番号を社会保障庁に提示するように義務付けている。社会保障庁は、申請者各個の稼得額、つまり保障庁が受給者に支払うべき給付額を算定するときに使用する情報、を確定する際にSSNを利用してはいる。

年を追うにつれて、SSNは一種の国民背番号と広く認識されるようになってきている。その理由は、ほぼすべてのアメリカ人がSSNを持っており、かつ各SSNは唯一無二であるからである*。社会保障庁は、現在おおよそ二億七千七百万人の個人がSSNを保有していると見ている。また、過去数十年のコンピュータ技術ブームが、民間企業や政府機関が保有するデータベースに情報を

蓄積しかつ確認する際的手段としてSSNに依存する度合いを強めた。端的にいうと、政府機関や民間企業は、連邦の法令要件を遵守させる場合や保障庁及び企業の業務を遂行する際に、SSNの唯一無二性及び汎用性に着眼し、本人識別番号として選択した**。

* SSNの申請をしたくないあるいはSSNの交付を受ける資格がないという理由で、SSNを保持していない個人もいくらかはいる。一九九六年に至るまでは、社会保障庁は、申請があれば、いかなる外国人に対してもSSNを交付していた。一九九六年以降、社会保障庁は、市民でない者に対しては、次のような非雇用目的で番号が必要な二つの理由のうちの一つに該当する場合に限り、SSNを交付することになっている。すなわち、連邦政府が一定の連邦プログラムの下での給付ないしはサービスを受ける申請者に対しSSNの保有を義務付けている場合と、州が運転免許証の申請者に対してSSNの保有を義務付けている場合である。

** 個人がSSNを保有していない場合やその交付を希望しない場合には、各機関は任意の本人識別番号を選択利用することができる。

・ SSNの利用を義務付ける法令と一定の利用制限する法令

社会保障番号(SSN)の利用を包括的に規制するいかなる連邦法も存在しない。一方、一九六〇年代以降に定められた数多くの連邦法令では、一定のプログラムや連邦が資金提供した業務を管理する目的で、SSNの利用を義務付けている。これらの法令では、SSNの目的外利用や開示を明確に禁止することにより、SSNの利用を法定された目的に制限している。これらの場合を別とすれば、連邦法は、公的部門や民間部門でのSSNの利用を義務付けなくてもなければ、禁止もしていない。

《公的プログラムでのSSN利用を義務付ける法令》

行政官が、連邦法の要件に適合しているか、受給資格があるか、あるいは双方について、判断を下す際には自動データ交換が行われている。

このデータ交換を支援・推進するために、数多くの連邦法令では、各個人の本人識別番号としてSSNを利用することを義務付けている。内国歳入法典及び規則では、連邦個人所得税プログラムを管理することをねらいに、納税者番号(TIN)として各人のSSNを用いるように求められている*。

したがって、雇用主などが個人に対して支払をなし、その支払をIRSに報告する際には、たいていの場合、当該個人のSSNを含めて報告するように求められる。報告義務のある支払には、顧客に対する利息の支払、被用者に支払う賃金、株主に對する配当、及び個人に対し支払われた退職金のようなものがある。他に報告義務のある取引としては、一万ドル以上の現金売買、例えば乗用車や船舶あるいは総額で六百ドル以上のモーゲッジ利子の支払、があげられる。

さらに、内国歳入法典及び規則は、個人が提出する個人所得税申告書に、納税者番号として本人のSSN、被扶養者として申請する者のSSN、離婚扶養料の支払を受けた配偶者のSSNを記載するように義務付けている。内国歳入庁は、これらのSSNを使い、当該個人が連邦所得税法を遵守しているかどうかを判定するために、納税者が提出した申告書と、支払その他取引について報告義務を負う事業者から提供された情報との照合を行っている。

* 内国歳入庁 (IRS) は、納税目的で本人識別番号が必要で、SSNを取得する資格がない個人に対しては、終身の納税者番号を付与している。

数多くの連邦法は、プログラム管理官に対し、連邦が資金提供した給付の申請者の資格判定にSSNを使用するように義務付けている。

社会保障法は、補足的な生活保障所得 (SSIE)、食料クーポン、貧困家族に對する緊急支援 (TANF)、及びメディケイドの各プログラムの下で給付を受ける場合には、本人のSSNを提示するように求めている。

これらのプログラムは、所得や資産に限られた人々、さらには医療看護が必要な貧困層に對する給付を行うものである。申請者はプログラムに關する情報を提供し、一方、これら管理官は、申請者のSSNを用いてその情報が正しいかどうかを確認するために他の機關の記録と記録照合を実施する。例えば、社会保障庁は、補足的な生活保障所得 (SSIE) の給付を申請した者が正しく自分の所得を報告しているかどうかを確認することをねらいに、SSNを使用し、その申請者に對する退職若しくは障害年金支払を確認するために、退役軍人省、人事局、及び鉄道退職委員会との間で記録照合を実施する。

これらのプログラムの管理官は、

他の連邦の給付支払機關との記録照合の場合に加え、SSNを使って、申請者に支払われた失業給付、賃金、退職給付及び利子のような、勤労所得や不労所得を確認するため、州の失業対策機關、IRS、及び雇用主の記録との照合を実施している、と回答した。事実、GAOは、数多くの報告書において、連邦が資金提供する給付支払プログラムの管理官は、受給者の死亡を確認するために社会保障省の記録と申請者の支払ファイルにあるデータを照合するように勧告してきた。

また、GAOは、社会保障省に對し、SSIEの支払を削減することをねらいに、老人ホームや刑務所に在住する個人、さらには他のプログラムの下で給付を受けている個人を探し出すために、保障省の記録と他の州及び連邦のプログラムの記録とを照合するように勧告してきた。SSNを使ってこのような受給者の確認を行うのは、プログラムの支払統制を促進し、不正と濫用を防止することに資する。

他に本人確認のためにSSNを使用している連邦法としては、一九八六年商用自動車安全法 (Commercial Motor Vehicle Safety Act of 1986) がある。この法律により、全米規模の

データベースである商用運転免許情報システム (CDLIS=Commercial Driver's License Information System) が確立された。

諸州は、他の州が発行した商用免許証の保有者に関するこのデータベースを検索する場合には、個人のSSNを使用するように義務付けられている。こうした照合は、商用運転者は一つの州が発行した運転免許証を保有するように限られていることから、必要である。州が免許証を交付する際には、その州は、CDLISに運転者のSSNを含む免許情報記録するように義務付けられている。

また、諸州は、申請者の免許証が、他の州で取消し、停止又は無効とされていないかどうかを判断するために、SSNを使って、もう一つのデータベースである全米運転者登録簿 (National Driver's Registry) を検索することができる。こういった状況においては、諸州は、不適切な免許申請者が出てくる可能性を低めるためにSSNを使っている。

連邦法は、州の子女扶養プログラムにおいて、諸州が、子の監護をしない親の所在を確認し、扶養命令を確定しかつ執行し、さらには州が親から養育費を徴収する際に、その効

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

SSNの利用を
制限する連邦法

率化にSSNを利用するように義務付けている。一九九六年自己責任・雇用機会法(Personal Responsibility and Work Opportunity Act of 1996)は、連邦親所在確認サービス(Federal Parent Locator Service)「SSNを使って自動検索ができるデータベース」を、養育費を滞納している親を州際間で追跡することを支援する情報を入力し、強化した。

同法では、州に対し、州が子女の扶養料の支払を命じた場合において扶養を認められた者若しくは州による扶養が認められた者のSSN又は双方のSSNを、及びSSNにより本人確認された新規の雇用に関する被用者の報告書を含む形で、記録を保存するように義務付けている。諸州は、この情報を連邦親所在確認サービスに伝達しなければならない。

また、同法は、州に対し、専門職免許、職業免許及び結婚許可状、離婚判決、父子関係認知決定、死亡証明書など、その他数多くの州の書類にSSNを記載し、かつ、州の子女扶養機関がこれらの書類に記載されたSSNを、子の監護をしない親の所在を確認し、その親から子どもへの扶養料の支払を受ける場合に使用できるようにしておくことを義務付けている。

連邦法は、SSNの利用は、原則として各法律に定められた法律上の目的に限定するように求めている。例えば、内国歳入法典は、一定の目的にSSNの利用を義務付けているが、SSNを含む納税申告情報を部外秘とするともに、不法な開示に対しては民事罰及び刑事罰を課すと定めている。同様に、社会保障法は、多様な目的にSSNの利用を義務付けているが、一九九〇年十月一日以降、権限ある個人が入手しかつ保有するSSNは、部外秘とされかつその開示は禁止されている。一九九六年自己責任・雇用機会法は、例えば所在不明の親に対し子どもの扶養料支払を執行するために所在確認を行う場合のように、明確にSSNの利用を法律が定める目的に制限している。

SSNの利用を義務付ける法律に定められた制限に加え、一九七四年プライバシー法(Privacy Act of 1974)もまた、連邦機関がSSNを含む個人情報収集及び開示することを制限している。同法は、連邦機関が個人から情報を収集する場合には、情報を求める機関の権限、当該情報を提供することが任意なのかそれとも義務なのか、さらにはその機関が当該情報をどのように利用するつもりなのかについて、当該個人に通知することを義務付けている。また、同法は、連邦機関が本人の同意なくして情報を開示することを禁じているが、連邦以外のレベルの政府及び民間企業には適用がない。

以上のような場合を除き、SSNの利用を規制する連邦法は存在しない。したがって、企業や連邦以外の機関は、次の項で検討されるように、連邦法に触れないように工夫してSSNを合法的に各種利用をしている。

SSNの

拡大利用をする企業や政府

コンピュータを使った記録保存の出現は、民間企業や政府機関が、SSNを、連邦法令で義務付けられた以外の業務にも日常的に利用させるにいたっている。

企業や政府機関は、個人が、例えば労災補償、運転免許、与信、当座勘定、保険、集合住宅の賃貸、公益事業から(ガス、水道、電気など)の供給など、各種の給付若しくはサービスを受けるときにはSSNを求めることができる。また、法執行機

関も捜査目的でSSNを使うことができる。

SSNの利用者は多岐にわたっている。しかし、GAOは、一般大衆に影響のある各種業務に日常的にSSNを利用してしている機関、すなわち、個人情報を売買している機関、金融サービスをしている機関、保健医療サービスを提供している機関、並びに個人所得税の徴収及び運転免許の発行をする権限を有する州の行政機関、に絞ってSSN利用状況を報告することにした。

一般に、これらの機関は、次の二つの目的で、SSNを自らのデータベースに記録している。つまり、情報口座の維持や更新のような日常の内部業務における記録の所在の確認、及び、より頻繁に行われることであるが、他の機関との情報の交換の効率的な実施、である。

個人情報を売買する企業

止まるところを知らないコンピュータ技術の発展やコンピュータ処理されたデータの使い勝手のよさは、販売を目的に一般大衆についてのSSNを含む膨大な量の個人情報蓄積することを可能にし、あらたな事業活動の展開に拍車をかけることになった。こうした業務に関連する企

業は、情報ブローカーとして事業をしている。

ある情報ブローカーの担当者は、GAOの問いに対し、自分のところでは二万一千を超える分散型データベースを保有していると回答した。情報ブローカーが著しく増加していくにつれて、SSNを含む各人の個人識別情報を他人が容易に入手できることに對して関心が高まっていった。このような企業がSSNを開示することを連邦法は禁じていない。

情報ブローカーは、国中のさまざまなマーケットで、官民双方の筋から情報を購入している。購入される情報には、公的な破産に関する記録、租税先取特権、民事判決、犯罪歴、死亡、所有する不動産、運転歴、投票人登録及び専門職資格なども含まれている。さらに、こうした情報には、個人保有情報であるが、ときによつては公開されている電話番号簿や著作権のある情報や、消費者信用報告書からの情報なども含まれている。

一般に、各々の記録には、それが作られた特定の目的に係わる細目情報に加え、個人確認データ、例えば氏名、生年月日、現住所及び元の住所、電話番号、さらには、ときにはSSNなどが入っている。GAOの

問いに對し、ある情報ブローカーの担当者は、彼のところで購入するいずれの記録にもSSNが記載されているわけではないが、官以外の筋から得た記録よりも公的な記録の方がよりSSNの記載が多いように見受けられると回答した。

情報ブローカーは、民間のネットワークのないインターネットのいずれかを通じて、さまざまな顧客に對しサービス（つまり、情報製品）を提供している。一般に、民間のネットワークを通じて情報提供を行っているブローカーは、サービスの提供先が口座契約をした企業に限定される。

一方、インターネットを通じてサービス提供を行っているブローカーは、通例、一般大衆を対象にサービス提供を行っている。ブローカーのサービス利用者は、法律事務所、企業、法執行機関、調査機関及び個人である。例えば、弁護士、債権回収者、私立探偵は、個人の銀行口座や民事手続や離婚手続に使う不動産の保有に関する情報を求めてくる。自動車保険業者は、保険加入者が過去に起した事故ないしは交通事故に係わる法廷召喚の有無の情報を欲しがらる。雇用主は、新規採用者の経歴の調査を望む。年金計画管理者は、年

金受給者の所在確認のための情報を欲しがらる。そして、個人は生みの親の所在を確認できる情報を求めてくる。顧客は、情報を依頼してくる場合には、全米規模のデータベースによる調査あるいは特定の地域のみ調査を求めることが出来る。

情報ブローカーのデータベースは、SSNを含む個人識別番号で検索することが可能である。また、ブローカーは、SSNを含めて顧客に情報を提供することも可能である。情報ブローカーは、必要に応じて、SSNを使いデータ検索を行っている。これは、SSNを使った方が、他の識別番号を使うよりもその個人に特有の記録を取り出し易いことにあるように思われる。

《金融サービス企業》

三大全米信用情報機関は、消費者に与信を認める企業から代金請求や支払に関する取引情報を受け取り、かつ企業に消費者信用報告を提供する形で、情報交換所の役割を果たしている。銀行やクレジットカード会社、つまり与信を認める企業の担当者

者は、最新の消費者支払履歴を信用情報機関に保有させることは、自らの利益につながる。このため、与信業界にいる企業は、自発的に、SSN

を含む消費者への代金請求や支払に關する各種取引について、信用情報機関に報告している、と回答した。

SSNは、信用情報機関が、与信業者から送られてくる与信と支払業務に關する月例報告に基づき、個人の与信記録を更新する際に使われる重要な本人識別番号の一つになっている。さらに、信用情報機関は、個人の信用報告を検索する場合には、消費者から提供されたSSNを利用している。

信用情報機関の担当者は、GAOの問いかけに對し、消費者は自己の信用報告を確かめる際には、SSNの提示を義務付けられてはいない。しかし、SSNを提示しないで確認を求められた場合には、当該個人を本人と確認するに十分な情報を示す必要が出てくる。信用情報機関の業界団体の職員は、全米規模の機関の場合一億八千万件を超える信用記録を保有している、と回答した。この業界団体の出版物によると、三大信用情報機関は総体で、年に六億件の信用報告を販売している。

保険会社、債権回収機関及び与信業者のような企業は、信用情報機関に顧客に關する情報を請求する場合には、SSNを使っている。顧客が口の返済が可能かどうかの判断を

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

する際には、企業、とくに銀行やクレジットカード会社は、顧客のローンの返済状況及び顧客が破産申請や、租税先取特権の設定のような金銭をめぐる判決を受けていないかどうかについての情報を欲しがらる。

与信業界の担当者は、ほとんどの銀行やクレジットカード会社は申請者にSSNを提示するように求めており、これら与信業者はその提示を拒否した個人に対してはサービスを拒絶することもできる、と回答した。これら担当者は、自己の機関は原則として内部業務ではSSNを識別番号として使っておらず、むしろ顧客に口座番号を振って第一次的な識別番号としている、と回答した。

《保健医療サービス機関》

保健医療サービスは、一般に、保健医療プロバイダーと保険業者とが一体化されたシステムを通じて、受けられるようになっている。

病院、保健維持機関(HMO=Health Maintenance Organizations)及び健康保険組合の担当者は、自己の機関では常にSSNの提示を求めているが、患者が自分の番号の提示を拒否した場合でも、サービスの提供を拒否したりはしていない、と回答した。ある病院とHMOの担当者

は、自己の機関ではSSN以外の番号、つまり患者の治療記録用の第一次的な識別番号として内部で使っている番号、を患者に交付しており、患者が自分に交付された患者番号を忘れたりあるいは知らない場合に記録の所在を確認するときのバックアップ用にSSNを使用している、と回答した。

また、HMOの担当者は、SSNは提供業者が合併した場合に患者の記録を集成するために使用され、こうした利用形態が広がっている、と回答した。病院やHMOの担当者は、容易に患者の医療記録の確立や重複検査の回避ができるように、複数のプロバイダーにまたがる患者の治療を追跡することをねらいとしたデータ交換を行う際に、SSNを使用している、と回答した。

健康保険組合の担当者は、健康保険業者によっては、第一次的な識別番号としてSSNあるいはその順列を変更した番号を使用しており、この番号はまた顧客の保険番号にもなっている、と回答した。GAOは、ブルークロス・ブルーシールド健康保険プラン及びメディケア・プログラムでは、しばしばこの方法が用いられている、との回答を得た。さらに、健康保険組合の担当者は、保険

業者とプロバイダーは、保険給付の支払を調整するために、個人が他の保険に入っているかどうかを確認するために、SSNを使って、しばしば相互の記録の照合を行っている、と回答した。

保健医療業界の担当者は、SSNの利用拡大を望んでいる。例えば、病院の担当者は、患者に請求書を送るためには正確な住所が必要であり、このために、自分の病院では、受付手続において信用情報機関からオンラインで患者の住所の確認を得るためにSSNを利用することになっている、と回答した。

《州の機関》

諸州は、州行政の業務や居住者に対しサービスを提供する際に、SSNを利用している。

連邦社会保障法は、州が税法、一般的な公的支援法、運転免許法、又は車両登録法の執行する場合に、これらの法律の適用ある個人を特定するためにSSNを利用することを認めている。メリーランド州とバージニア州の個人所得税プログラムの担当官やオハイオ州やジョージア州の運転免許プログラムの担当官は、GAOに対し、これらのプログラムの管理及びプログラム施行規則の適用

にあたってSSNを利用している、と回答した。

州所得税の担当官は、そのプログラムにおける第一次的な本人識別番号として常時SSNを利用している。州税担当官の集りである団体の職員は、個人所得税を課しているすべての州において、そのプログラムの執行にあたりSSNを利用している、と回答した。税務担当者は、諸州は州の税制を連邦の制度と連動させるときや納税者の申告に伴う負担の軽減をねらいにSSNを利用している、と回答した。

メリーランド州とバージニア州の税務担当官は、それぞれの州の納税申告書では、各人に対して自己のSSNを記載するように求めており、SSNを記載しなかった個人は、税務担当官が申告書の提出者を何らかの方法で本人確認できない場合には、無申告者とされる可能性もある、と回答した。

また、税務担当官は、SSNを部内での調査目的に使用している。例えば、事業主ないしは役員の仕事所得申告書と他の者の所得税申告書を相互に比べるといったような、ある者の調査が他の者への調査の引き金となるような場合に、SSNを利用している、と課税庁職員は回答し

た。さらに、諸州では、州の所得税法が遵守されているかどうかを点検する場合で、他の機関とデータ交換をするときには、SSNを利用してゐる。例えば、諸州では、納税者の申告所得の調査において、州外の雇用主や企業から所得を受け取った州居住者の本人確認をするときや、他の州に支払ったと申告した税額に対する控除を承認するときに、SSNを使ってIRSや州課税庁と間でデータ照合を実施している。

また、税務担当者は、納税者に対して先取特権を設定する場合において、納税者の銀行口座や不動産などの財産を確認することをねらいに情報ブローカーや信用情報機関から情報を入手する際に、SSNを利用できる。さらに、IRSや州の子女扶養機関のような連邦や州の機関は、納税者から充当できる何らかの州税還付額があるかどうか、州の税務担当者に照会をする際にSSNを使っている。

州の運転免許機関は、SSNを、内部業務の支援のみならず、他の機関とデータ交換をする際に、より頻繁に利用しているようである。いくつかの州では、SSNを免許証番号ないしは州が付番した免許証番号とともに、免許証に記載している。し

かし、ほとんどの州の運転免許機関では、SSNを二次的な本人確認番号として運転者の記録の中に記載しておく一方で、州独自の免許証番号を付与している。

全米自動車行政官協会(AAMVA)などの情報源によると、数多くの州では、非商用運転免許証の申請者に対し、自己のSSNを提示するように、義務付けてはしていないものの、指導していることが分かる。AAMVAの職員の推定によると、全米には一億七千五百前後の数の非商用運転者がいるという。

州の担当官は、免許手続において、運転者の持つ免許内容の確認が要る場合で、申請者が他の州で停止中のあるいは取り消された免許証を所持してないかなど、運転者の諸州での法律の遵守状況を点検するときには、SSNを使ってAAMVAが管理している全米データベースで検索している、と回答した。また、これらの担当官は、GAOに対し、裁判所や法執行機関は、運転免許証番号が不明な場合には、代わりにSSNで運転者の記録を請求できる、と回答した。

AAMVAの職員は、最近の連邦法の施行により、州はますますSSNを利用するようになる、と予測し

ている。一九九六年不法移民規制・移民処罰法(Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996)は、二〇〇〇年十月一日に施行された。この法律では、連邦機関が本人確認をする場合に、当該法律に定められた要件を充足する免許証であるときを除き、州発行の運転免許証をその証拠として使うことを禁じている。とくに、州は、

「この要件を充足するには」運転者のSSNを連邦社会保障庁(SSA)に照合した上で自州のデータベース当該SSNを記録しているか、あるいは当該SSNを免許証の上記に、識別できる形か電子処理された形で記載するように求められる。

運転者の記録に記載されたSSNの開示の仕方については、州により異なる。運転者の記録を公的な記録とする州においては、州当局は、クレジットカード会社、ダイレクト・マーケティング業者、及び信用情報機関のような個人や機関に対してSSNを開示することが許される*。

例えば、マサチューセッツ州の運転免許担当官は、GAOの問いに対し、自州では運転者記録は公的なものとしており、運転者の記録を求めた人や機関に対しては、個人の免許証番号(通例、SSN)を含め

て、州は情報提供にに応じている、と回答した。

*一九九七年九月以降、連邦運転者プライバシー保護法(Driver Privacy Protection Act)により、諸州は、各個人が、自己の運転者としての記録が大量配布の対象とされないように求めた場合、その求めを尊重するように義務付けられた。

《企業や州は、連邦法によるSSNの利用制限にマイナスを懸念》

企業や州職員は連邦法でSSNの利用制限を実施した場合には、マイナスの効果が生じるとみている。

GAOが調査してきたプログラムや事業に係わる担当者は、連邦法でSSNの利用制限を定めた場合には、自己の事業体にとってはマイナスに作用すると見ていた。一方で、個人情報を買っている企業や州の運転免許担当者は、SSNを開示する自己の業務のあり方に対する関心の高まりに配慮し、すでに組織としての自主的な対応をとってきている、と回答した。

州の税務担当者や信用情報機関の担当者は、連邦が利用規制をすれば、日常の内部業務の処理能力に大きな影響を及ぼすことになる、と回答した。これらの機関を代表する者

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

SSNの濫用規制、米議会の動き(1)

は、例えば、SSNの利用規制は、消費者が行った支払や信用取引を即時に処理する信用情報機関の能力や、納税申告者の本人確認をする州の税務当局の能力を低下させるかも知れない、と回答した。さらに、GAOが面談したこれら機関の担当者の多くは、自己の機関のSSN利用に対し連邦が規制を加えようとすれば、他の機関とのデータ交換を実施する能力を低下させるかも知れない、と回答した。

州の税務担当官は、SSNなしでは、州居住者が申告した納税情報と他の税務当局から受領した納税情報とを照合することは難しくなるかも知れない、と回答した。また、保健医療プロバイダーは、連邦がSSN利用に対し制限を加えることになると、プロバイダーが、患者についての長期かつ複数のプロバイダー間での治療歴を検索する能力を低下させるかも知れない、と回答した。さらに、全米自動車行政官協会(AAMVA)の職員は、連邦の利用制限は、他の州で交付された免許証の下で起した交通違反を隠そうとする申請者を審査する能力を低下させるかも知れない、と回答した。GAOが面談した関係者の多くは、SSN利用に対し連邦が規制を

加えられるとすれば、求めに応じて提供された特定個人に関する信用報告の信憑性が怪しくなるのではないかと、と回答した。銀行やクレジットカード会社社の担当者は、顧客に対し与信を認めるかどうかを審査する際には、信用報告書に深く依存している、と回答した。

また、個人情報を買っている企業及び運転免許当局の担当者は、SSN利用に対し連邦が規制を加えられとすれば、他の者が自分等から特定の記録を入手することが難しくなる、見ている。例えば、運転免許当局者は、政府や法律執行機関のような運転免許番号を知らない「門外者」は、SSNを使って運転者の記録を請求できなくなり、こうした機関は運転者の氏名のみを利用することになり、結果として、同姓同名の他人の記録を受け取る可能性がより高くなる、と回答した。

個人情報の開示に対するプライバシーへの関心が高まっている。この問題について企業や州はより神経質になってきており、SSNを含む一定の個人情報の開示を自主的に制限してきている。一九九七年十二月に、個人情報を買する十四の企業(本人確認業界(the self-identified industry)のリーダー)は、こう

した関心に対応するため、公的ソース以外から入手したデータにSSNが添付されている場合にはその開示を制限する旨を明らかにした自主協定書を締結した*。

また、これら十四の企業は、協定の遵守状況について、第三者機関による年次審査にも同意した。連邦取引委員会(FTC)は、同協定を遵守しない企業については、不公正かつ欺瞞的な取引慣行を行ったことを理由に、当該企業を召喚できる。同協定は一九九八年十二月三十一日までに完全に実施される予定になっていない。このため、その実効性については、この調査期間内に判断することができなかった。

一方、州によってはSSNを日常的に開示するやり方を止めたとところもある。例えば、ジョージア州においては、一九九七年七月一日以降、免許証上にSSNを自動的に掲載することを止め、運転免許証に固有の番号を交付し、免許証の保有者が特許に免許証番号としてSSNを利用したいと望んだ場合に限り、そうすることにしている。

オハイオ州も、一九九八年七月二十九日以前は、運転免許証上に、州が交付した番号とともにSSNを掲載していた。しかし、現在では、運

転者は望めば、自分の免許証にSSNを記載しないこともできる。また、全米自動車行政官協会(AAMVA)の職員は、運転者の記録を公的記録として取扱っている州のひとつだが、現在、運転者の記録請求があった場合には、SSNを削除した上でそれに応じている、とみている。

*情報産業筋によると、この協定にサインした企業は、同業界の九〇%前後のシェアを占める、とのことであった。

・社会保障庁(SSA)のコメント

SSAは、本報告書の草案に対し専門的なコメントを提出しており、GAOは必要に応じて取り入れた。

なお、これまでの翻訳では、一部注記などをカットしている。

〔次号掲載予定〕

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」(二〇〇〇年五月十一日ほか)

PIJ定期総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン
(PIJ) 第六回定期総会

2001年5月26日(土) 於 豊島区立勤労福祉会館

第1部 定期総会

- 1. 開会宣言 司会者
- 1. 代表あいさつ
- 1. 議長選任
- 1. 議 事
 - 第1号議案 2000年度活動報告承認の件
 - 第2号議案 2000年度収支報告書並びに財産目録承認の件
 - 第3号議案 2001年度活動計画承認の件
 - 第4号議案 2001年度収支予算案承認の件
- 1. 報 告
 - 役員に関する報告(役員任期は2002年定期総会まで)

- 1. 閉会宣言 司会者

第2部 講演

「生命科学の進歩とプライバシー」
講 師 **PIJ**代表 石村耕治

《現在の役員》

代 表

石村耕治(白鷗大学教授)

副代表

辻村祥造(税理士) 宮原哲郎(弁護士)
加藤政也(司法書士)

事務局長

我妻憲利(税理士)

編集局長

高橋正美(税理士)

常任運営委員

平野信吾(税理士) 白石 孝(自治体職員)

加藤 弘(税理士) 勝又和彦(税理士)

益子良一(税理士)

相談役

河村たかし(衆議院議員)

PIJ 定期総会のご報告

PIJ 2001年度活動計画

次に掲げる諸活動を行う。

- 1. 住民基本台帳法改正法の廃止法案の成立をめざして、各界への対応を行う。
- 2. 自治体の国へのオンライン提供に関する歯止め策の検討。
- 3. 包括的個人情報保護法制定に対する市民サイドからの対応。
- 4. 監視カメラの法的規制への対応。
- 5. 納税者プライバシー保護への対応。
- 6. 行政の情報化・電子化と市民のプライバシー保護に対する活動。
- 7. 遺伝子情報プライバシーの保護に関する活動
- 8. 情報公開制度の活用

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2001.07.30発行 CNNニュースNo.26

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・アメリカは“自由の国”のはずがSSNがなければ何もできない不自由国。
- ・逆に役人・企業はSSNを操れば何でもできる国。これだけは日本にマネをしてほしくない。

(T)

編集及び発行人